

大学番号 4

平成 27 事業年度に係る業務の実績及び
第 2 期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書

平成 28 年 6 月

国立大学法人
小樽商科大学

目 次

大学の概要	1	II 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	50
全体的な状況	4	III 短期借入金の限度額	50
項目別の状況	15	IV 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画	50
I 業務運営・財務内容等の状況	15	V 剰余金の使途	50
（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標	15	VI その他 1 施設・設備に関する計画	51
① 組織運営の改善に関する目標	15	VI その他 2 人事に関する計画	52
② 事務等の効率化・合理化に関する目標	19	別表 1 （学部の学科，研究科の専攻等の定員未充足の状況 について）	53
業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等	21	別表 2 （学部，研究科等の定員超過の状況について）	54
（2）財務内容の改善に関する目標	25		
① 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加 に関する目標	25		
② 経費の抑制に関する目標	27		
③ 資産の運用管理の改善に関する目標	29		
財務内容の改善に関する特記事項等	30		
（3）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	32		
① 評価の充実にに関する目標	32		
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標	34		
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する 特記事項等	36		
（4）その他業務運営に関する重要目標	38		
① 施設設備の整備・活用等に関する目標	38		
② 安全管理に関する目標	41		
③ 法令遵守に関する目標	45		
その他業務運営に関する特記事項等	46		

(1) 現況

① 大学名

国立大学法人小樽商科大学

② 所在地

北海道小樽市緑3丁目5番21号

③ 役員の状況

学長名

山本眞樹夫 (平成20年4月1日～平成26年3月31日)

和田健夫 (平成26年4月1日～平成30年3月31日)

理事数 3名 (常勤2名, 非常勤1名)

監事数 2名 (非常勤2名)

④ 学部等の構成

商学部

商学研究科

⑤ 学生数及び教職員数 (平成27年5月1日現在)

学生数	商学部	合計	
			2,302人
			(うち留学生 35人)
(昼間コース)	経済学科		459人
	商学科		487人
	企業法学科		374人
	社会情報学科		252人
	教育課程		510人
(夜間主コース)	経済学科		43人
	商学科		32人
	企業法学科		36人
	社会情報学科		55人
	教育課程		54人
	商学研究科	合計	106人
			(うち留学生 21人)
		現代商学専攻(博士前期課程)	21人
		現代商学専攻(博士後期課程)	13人
		アントレプレナーシップ専攻(専門職学位課程)	72人

教員数 128人

職員数 69人

(2) 大学の基本的な目標等

(中期目標前文)

小樽商科大学は、国際的視野と専門知識及び豊かな教養と倫理観を備えた社会の指導的役割を果たす品格ある人材を育成するため、広い視野で社会の諸課題を発見し考察し解決策を構想する力の涵養をめざす実学教育を展開する。

また、自立した高い研究能力を有する人材とともに、高度な専門的知識を有する職業人を育成する。

小樽商科大学の教育目標を実現するための基礎となる実学的研究を推進するとともに、諸分野の理論研究及び基礎研究を行う。

地方国立大学として地域に開かれ、地域経済の活性化に貢献する大学をめざす。

(中期目標前文補足)

本学は、商学部のみ小規模単科大学であるが、「商学」を、伝統的にイメージされている特定の分野に限定することなく、実践的・応用的総合社会科学として広義に捉え、実学と語学を重視する教育方法を実践してきた。

学部においては、商学部には、「経済学科」、「商学科」、「企業法学科」、「社会情報学科」の専門4学科を設置し、社会科学の主要な分野を網羅する教育研究を可能とするとともに、教養教育、語学教育を担う教員組織として、「一般教育等」、「言語センター」を設置している。

また、実学の伝統に基づいて、実践と現実社会との関わりを重視した教育方法を工夫するとともに、ゼミナール教育を重視し、専用のゼミ室を配置するなど、小規模大学ならではの、少人数主義によるきめ細やかな教育を実践している。さらには、「ビジネスに国境なし」との認識から、創立以来「北の外国語学校」と称せられるほど語学教育を重視し、国際交流事業にも注力している。

大学院は、商学研究科に、現代商学専攻博士(前期・後期)課程及びアントレプレナーシップ専攻専門職学位課程の2専攻を設置している。

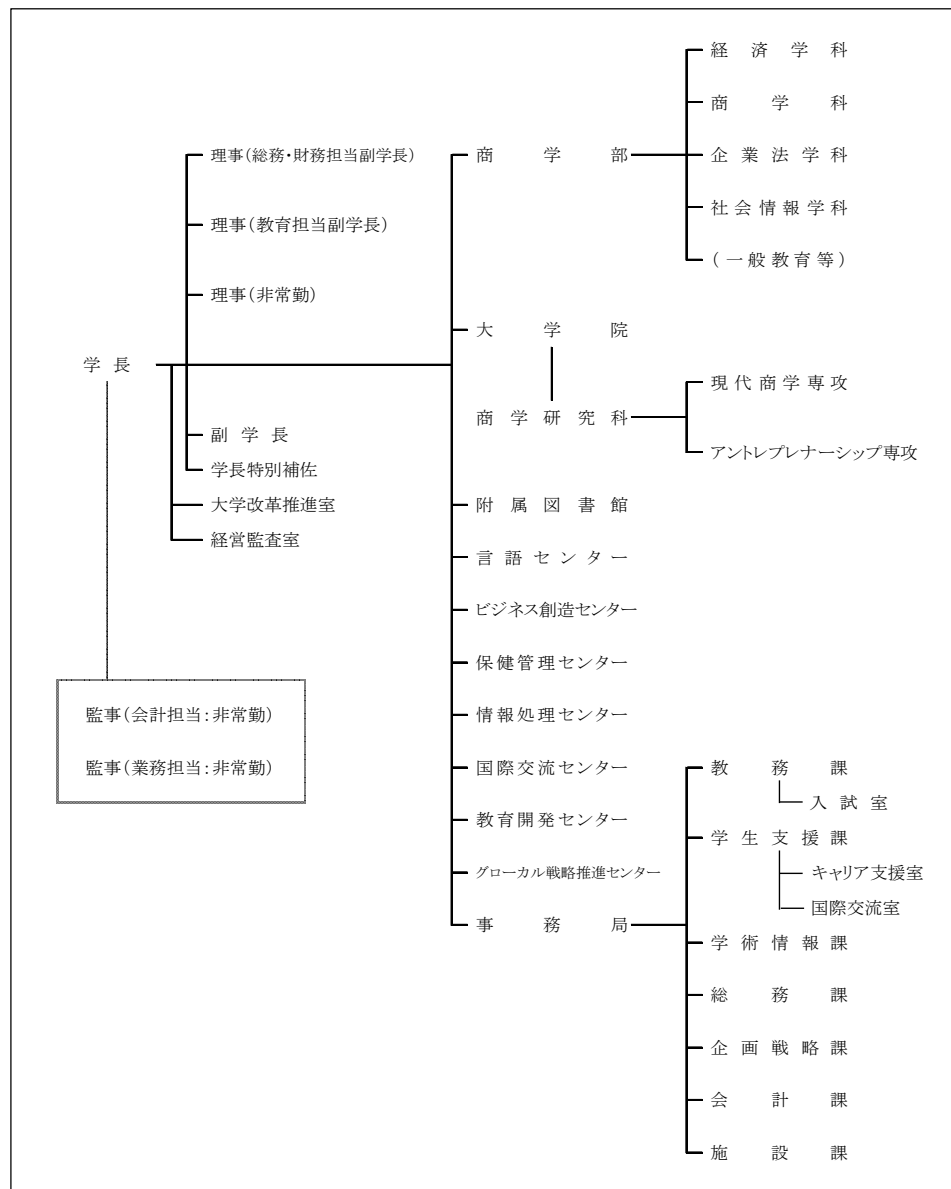
現代商学専攻は、学部組織を基礎とする伝統型の大学院(テーマ研究型大学院)であり、研究者として自立して研究活動を行うために、又は専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力を育成することを目的としており、100年にわたる本学の理論的・基礎的研究の成果が、ここでの教育に活かされている。

アントレプレナーシップ専攻は、革新的ビジネスモデルを構想し、事業へと展開できるビジネス・イノベーター、また、企業経営等における高度のマネジメント能力を有するビジネス・リーダーを育成することを目的とした専門職大学院であり、本学の教育研究の特徴の一つである実学教育、応用的・実学的研究を体現する大学院である。

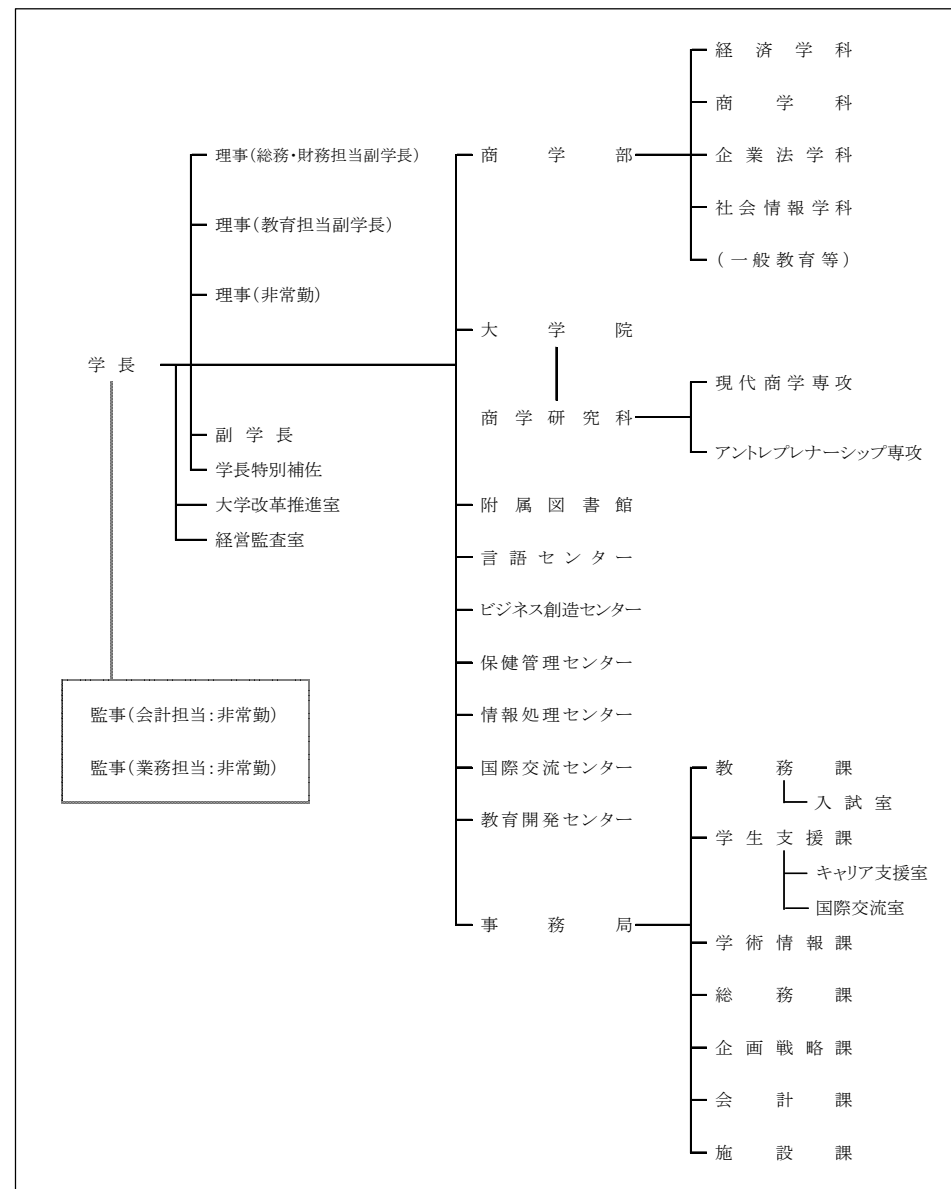
また、本学は、地方に所在する国立大学として、地域貢献も重点課題として掲げている。社会が提起する諸課題に対して、具体的かつ実践的な処方箋を提供するという方針のもとに、研究成果を地域社会に還元するのみならず、地域に開かれた大学として、学内施設の開放、市民参加型のイベントの開催、学生の学修成果及び課外活動成果の還元など、地域社会の活性化に寄与している。

(3) 大学の機構図

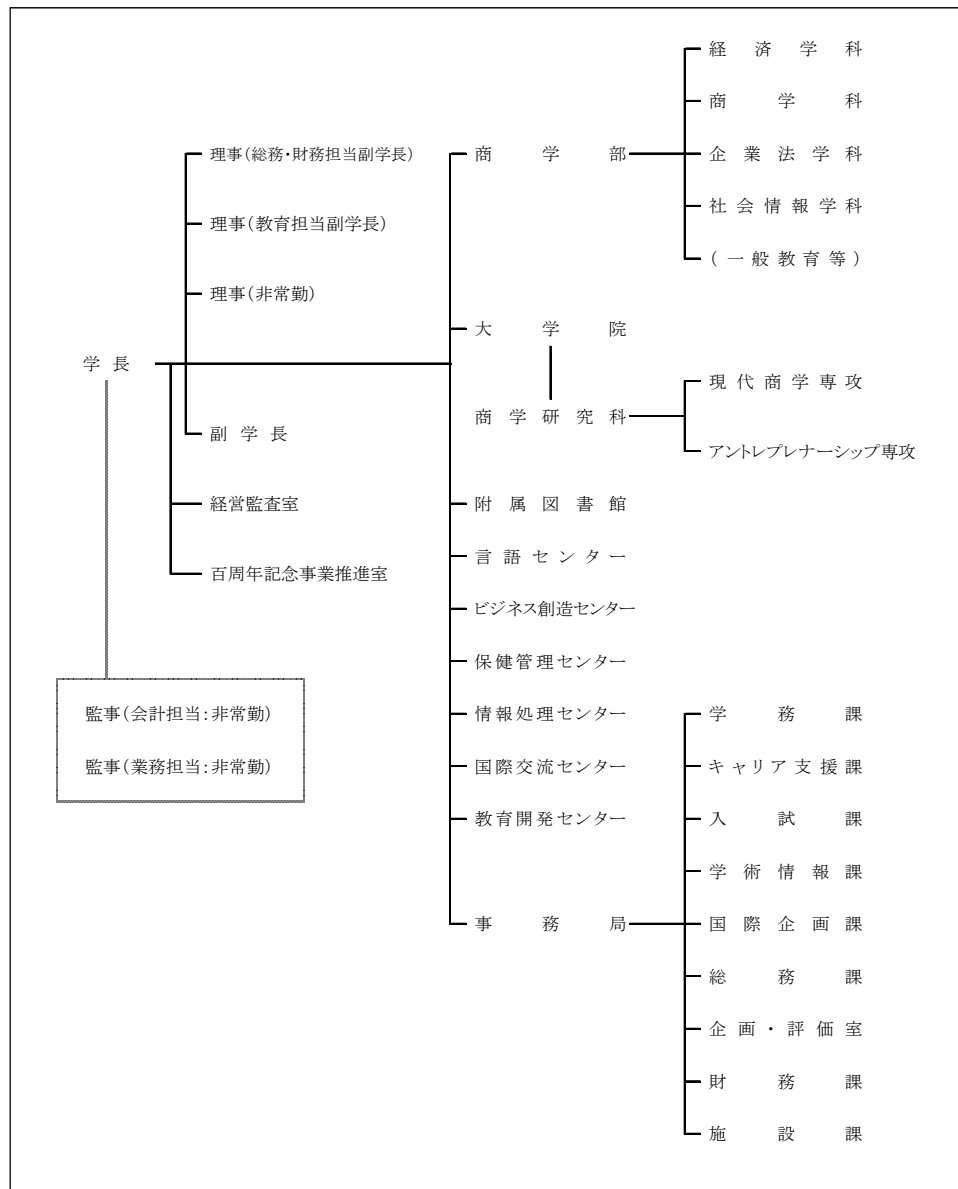
【平成 27 年度】



【平成 26 年度】



【平成 21 年度】



1. 教育研究等の質の向上の状況

①教育方法等の改善に関する主な取組

本学は、豊かな教養と外国語能力を基礎とした深い専門知識を有し、グローバルな視点から地域経済の発展に寄与し、広く社会に貢献できる人材の育成を教育目的としていることを、ディプロマ・ポリシーで定めている。

また、平成 25 年 8 月には「No. 1 グローカル大学宣言」を行い、グローバル時代の地域マネジメントの拠点として、北海道経済の発展に貢献することを表明し、明確な人材像を掲げた教育課程の再編、実学・語学教育の強化により即戦力となる「タフな人材」を育成することを掲げた。

さらに、平成 27 年 4 月には、北海道経済の発展に寄与する「グローバル人材」の育成という本学のミッションを実現するための新たな全学的教育研究支援組織として、既存の 3 センターの機能を連携・融合させた「グローバル戦略推進センター」を設置し、全学的な教学マネジメントの下、効果的な教育支援を行う体制を構築した。

第 2 期中期目標・中期計画期間においては、以下の取組を中心に教育の質的転換に取り組んだ。

○明確な人材像を掲げた新たな教育プログラムの導入

【平成 22～26 事業年度】

・「No. 1 グローカル大学宣言」と新たな教育課程の検討

平成 25 年 8 月 8 日に、本学における改革の方向性を示す「No. 1 グローカル大学」を宣言した。本宣言に基づき、グローバルな視点で地域を理解し世界に発信できる人材（「グローバル人材」）を育成する新たな教育プログラムを平成 27 年度から実施することとし、具体的な検討を行った。

【平成 27 事業年度】

・「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入

本学が目指す「グローバル人材」を育成するために、グローバルな視点から地域経済の発展に貢献するリーダーを育成する「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を新設し、平成 27 年度から開講した。本プログラムは、主要 4 学科（主専攻）で学ぶ講義以外に、「地域キャリア教育科目群」、「グローバル教育プログラム科目群」、「言語文化教育科目群」の 3 つの科目群を柱とする学科横断型の新たな教育プログラムであり、平成 27 年度は、23 名が本プログラムに所属した。

○グローバル教育・言語文化教育の展開

【平成 22～26 事業年度】

・海外大学と連携したグローバル教育環境の体制整備

本学が掲げる「グローバル人材」を育成するために、海外協定校と連携した教育環境の充実を目指し、オタゴ大学（ニュージーランド）、バブソン大学（ア

メリカ）、ウィーン経済大学（オーストリア）、ベルリン経済・法律大学（ドイツ）、ベトナム国家大学ホーチミン市国際大学（ベトナム）、マラヤ大学（マレーシア）等と協議を行った結果、平成 27 年度から「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を中心とした海外大学研修プログラムの実施を決定するとともに、平成 27 年 3 月には、マラヤ大学と相互理解覚書の締結に至った。

【平成 27 事業年度】

・「グローバルマネジメント副専攻プログラム」におけるグローバル教育・言語文化教育の展開

グローバル教育の面では、留学生と日本人学生が英語で経済・ビジネスを学ぶ環境を提供するとともに、ゼミ形式で行われるグローバルセミナーを開講し、きめ細やかな修学指導を実施した。言語文化教育の面では、異文化理解・語学能力向上を目的とした科目「アジア・オセアニア事情」をマラヤ大学（マレーシア）、オタゴ大学（ニュージーランド）で実施し、その成果及び課題を検証した（参加者数 30 名）。また、社会起業家の育成やアメリカの文化を理解するための科目「アメリカ事情」については、北海道との包括連携協定に基づく国際交流事業を背景として、北海道と姉妹州であるアメリカマサチューセッツ州のレスリー大学及びバブソン大学を訪問し、実施した（参加者数 16 名）。さらに、「アメリカ事情」における新たな派遣先大学を開拓するため、カルガリー大学（カナダ）の語学研修に 5 名の学生を派遣した。

○ブレンデッドラーニングによる実践的語学教育

【平成 22～26 事業年度】

・ブレンデッドラーニングの導入

国際化するビジネスを背景に、実践的な語学力を身に付けさせることを目的として、オンラインによる「self-access による学修(e-ラーニング)」と「face-to-face による学修(対話型授業)」を融合させると同時に、新たな語学教育ツール「デジタルタスク」、「双方向通信」、「異文化ビジネス教育」を構築し、それらを高度に組み合わせた実践型ブレンデッドラーニングを展開するための教室整備（4 教室）、設備導入、教育方法の開発を進めた。

【平成 27 事業年度】

・ブレンデッドラーニングの本格導入

外国語や外国文化に関する基礎知識はオンラインで学修し、授業ではディベートやスピーチといった実践的トレーニングを行うブレンデッドラーニングを本格導入し、海外のビジネス現場で活躍するための実践的な語学力の育成に取り組んだ。教材として独自のデジタルコンテンツを作成したことにより、常に最新のオリジナリティあふれる教材により学ぶことが可能となった。また、海外の大学との双方向通信の授業を新たに開始したことにより、日本の教室にいながら留学と同様の学修効果が生まれるなど、語学における教育効果が飛躍的に高まった。

○体系的・実践的な地域志向教育の実施

【平成 22～26 事業年度】

・地域課題解決型講義の推進

小樽市等におけるフィールドワークや地域連携インターンシップ活動を、正課科目「地域連携キャリア開発」を中心として各講義・ゼミで実施した。本科目では、地域の具体的な課題や学生自らが問題提起した課題について理解を深めながら、講義等で学んだ理論や分析手法、グループワークの手法などを用いて地域の企業や自治体等の社会人と協働で課題の解決に向けた提案・実践を行い、実践的応用力を養う教育を展開した。

・地域志向型教育プロジェクトの実施

文部科学省補助事業「地（知）の拠点（Center of Community: COC）整備事業」（以下、「COC事業」とする。）を中心として、全学的に地域志向教育を推進することを目的に、平成 26 年度に学長裁量経費による地域志向型教育プロジェクトの公募を実施し、計 13 件のプロジェクトに対して財政的支援を行った。なお、これらのプロジェクトの推進にあたっては、教員の指導の下、学生が地域におけるアンケート調査、外国人へのヒアリング、地域広報誌の作成等に積極的に関わっており、学生が自ら考え能動的な学修を行う、地域志向のアクティブラーニングが展開された。

【平成 27 事業年度】

・地域志向科目の体系化

グローバル展開が求められる北海道経済への理解を深めるために、地域志向科目の体系化を図り、共通科目（初年次導入科目）の系の一つである「知の基礎系」を「知（地）の基礎系」とし、以下の地域視点を養う地域キャリア教育科目を新設し、平成 27 年度から開講した。

- ①「地域学」：北海道経済への理解を深めることを目的として、経済、歴史、企業、IT、観光等をキーワードに、自治体や地元産業界の幅広い分野の人材を講師とした産学官連携によるオムニバス形式の講義
 - ②「地域活性化システム論」：地域を活性化するための手法を修得することを目的とする室蘭工業大学と連携した文理融合の PBL（Project/Problem Based Learning）型講義
 - ③「グローバルズムと地域経済」：本学の地域研究の成果を活かした小樽に関する歴史・社会・文化等を調査することを通じて、地域の特性や課題を洗い出すフィールドワークを中心としたアクティブラーニング形式の講義
- また、地域での学外学修を促進することを目的として、「地域連携キャリア開発」（2 年次配当）と「インターンシップ」（3・4 年次配当）を組み合わせた科目「社会連携実践」を新設し、学年に関わらず、地域において学外学修が行える環境を整備した。なお、地域連携 PBL 正課科目である「地域連携キャリア開発」は、日本インターンシップ学会 2015 年度楨本記念賞において「秀逸なインターンシップ」として表彰され、高い評価を受けた。

○最先端の ICT 機器を活用したアクティブラーニング教育の推進・拡充・進化

【平成 22～26 事業年度】

・アクティブラーニング教育環境の整備

本学が掲げる「実学教育」の新たな展開として、最先端 ICT 機器を備えた「ア

クティブラーニング対応教室（6 教室）」「コミュニケーション・ラーニング対応大教室（3 教室）」を整備し、従来の講義のみの一方向の形式から、対話型・双方向による次世代型実学教育の教育方法の開発・運用ノウハウの蓄積に取り組んだ。また、環境整備の一環として、平成 25 年度に附属図書館全体の改修を行い、メインフロアである 2 階をラーニングコモンズに衣替えし、滞在型学習スペースとして提供するとともに、3 階はプライベートな学習スペースとして整備するなど、主体的な学修を促す環境を整えた。また、学生の資料収集能力向上を目指し、全国に先駆けて、図書館職員による「クラスライブラリアン（学年担当司書）」制度を新たに導入し、附属図書館の利用を促進させた。整備の結果、平成 26 年度の入館者数は、過去 5 年平均と比較し 101%増加した。

・アクティブラーニング教育の実践・学修成果

教育環境の改善及び教育力の向上並びに学生の主体的学修活動の支援を目的として、「先進的なアクティブラーニング及びサービスラーニングの教育手法の開発及び実践支援事業」と題した学内公募を行い、21 件の教育事業を支援した。なお、本事業の成果は「AL・PBL 教育方法の事例集」として取りまとめ、アクティブラーニング教育方法及び PBL 教育方法の開発とさらなる推進に活用した。また、同一科目におけるアクティブラーニング型講義と従来型講義の教育効果の比較検証、学生に対する従来型教育との比較アンケート調査等を実施し、アクティブラーニング教育の成果及び課題・問題点を検証するなど、さらなる教育方法の開発と効果検証を続けている。

・アクティブラーニングの普及・成果発信

海外学会「American Association of Applied Linguistics」において、英語科目におけるアクティブラーニング導入の報告を行った。また、アクティブラーニング教室の見学のために本学を訪問した他大学（平成 26 年度：30 大学）に対して、アクティブラーニングの取組事例を紹介するとともに、「大学改革セミナー」等計 4 件の全国セミナーでアクティブラーニングの事例を紹介するなど、アクティブラーニングの普及・成果発信に努めた。

【平成 27 事業年度】

・コミュニケーション・ラーニングの実践

これまで小規模教室を中心としていたアクティブラーニングの大規模教室への展開を推進し、学生が多様な価値観を共有しつつ議論を繰り返しながら学びを深めていく「コミュニケーション・ラーニング」を実践するため、初年次キャリア教育全学科目において、学生の所有する ICT 機器にインストールしたアプリケーション（「respon」）を用いることで、多方向のコミュニケーション及びその内容の視覚化による新たな協調学修を実現した。この授業では、200 名弱の受講生が 40 の対面グループに分かれて、大学での学びとキャリアデザインに関する幅広いテーマについて反転型授業を行い、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーションを繰り返しながら理解を深めた。なお、これらの次世代型のアクティブラーニング手法が評価され、第 12 回日本 e-Learning 大賞「アクティブラーニング部門賞」を受賞した。

・アクティブラーニングの教育効果の測定

アクティブラーニングを導入した授業科目を履修した学生に対して、社会で必要とされる「協調的問題解決力」に関する「経験」と「批判的思考力」の 2 つの側面から教育効果を測定するためのアセスメントテストを試行的に実施した。平成 28 年度からは新 1 年生を対象として実施することとした。

○経営系専門職大学院（アントレプレナーシップ専攻）における教育の質の向上

【平成 22～26 事業年度】

・教育カリキュラムの充実
MBA としてのグローバルな知識と見聞を深め、国際的な人的ネットワークを拡げることとして、平成 23 年度にノースウェスタン大学（アメリカ）で行う講義「特殊講義Ⅲ（ノースウェスタン大学集中講義）」を新設した。本科目では、ビジネス教育の世界的トップスクールであるノースウェスタン大学で集中講義と企業訪問を組み合わせた授業を展開しており、毎年 15 名程度の受講者がある。受講者からは、MBA ホルダーに求められるグローバルな知見の獲得や国際的な人的ネットワークの拡大を図ることができるという点で非常に評価が高く、以降継続実施している。

・他大学と連携した大学院教育
異分野の大学院を修了した学生を受け入れる「MBA 特別コース」において、北海道大学大学院農学院と保健科学院に加え、平成 24 年度には、工学院、総合化学院及び情報科学研究科とも協定を締結し、これらの研究科等からコンスタントに学生を受け入れ、医理工農系理論と専門職実務による文理融合教育を実践している。

・教育課程の見直し
本学の「ミッションの再定義」等を踏まえ、アントレプレナーシップ専攻（通称 OBS (Otaru Business School)）の教育課程編成・実施の方針及び学位授与方針について、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの果たすべき役割を確認するとともに、企業・非営利組織の問題を発見し解決策を立案する能力を育成することを表明したカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを制定した。

【平成 27 事業年度】

・教育課程の見直し
自己点検・評価結果等を踏まえ、「OBS のビジョン、戦略、アクションプラン」を見直し、企業倫理、医療経営などの社会ニーズへの対応を踏まえたカリキュラム改革案を策定し、平成 28 年度から新カリキュラムを展開するために、新カリキュラムにおける科目担当予定者の決定、新たなナンバリング制度の導入を行い、教育実施体制の整備を図った。また、新カリキュラムの PR については、入試広報用の「ビジネススクール案内」や web サイトへの掲載、入試説明会や OBS フォーラムでの周知を通じて行った。さらに、「MBA 特別コース」において、新たに北海道大学大学院生命科学院と協定を結び、文理融合型の大学間連携による大学院教育プログラムを推進した。

②学生支援の充実に関する主な取組

本学では、学生への学修支援、学生生活支援、キャンパス環境整備、また、同窓会組織と連携したキャリア支援、経済的支援等の学生支援活動について、主として以下の取組を実施した。

○学生寮の再興

【平成 22～26 事業年度】

・学生の修学環境の向上と人格形成をめざした学生寮「輝光寮」が完成し、平成 23 年 4 月より入寮を開始した。寮長及び各ユニットに代表者を配置し、寮の運営体制を構築し、毎月 1 回、教育担当副学長と寮長及び各ユニットの代表者との懇談会やアンケート調査を実施するなど、良好な修学環境作りを進めた。

○同窓会と連携した学生支援等

【平成 22～26 事業年度】

・財政支援の取組
①本学同窓会からの多大なる財政支援を基に、学生の交換留学や語学留学、TOEIC の受験料補助、成績優秀者に対する奨学金、地域における課外活動などを積極的に支援している。
②創立百周年を機に、学生の活動を財政的に支援するため、「教育振興基金」を設立し、学生の正課・課外活動、国際交流活動、地域貢献活動等の支援体制の充実を図った。

・就職支援の取組
①同窓会と連携した本学独自の就職セミナーである「緑丘企業等セミナー」の開催、札幌サテライトオフィスを利用した「臨時就職支援室」の設置など、学生の利用形態に応じた就職支援を行い、学部生の高い就職率（平成 26 年度：96.7 %）を維持している。
②本学学生の半数近くを占める女子学生の就職支援を強化するため、女性キャリアアドバイザーを配置した。また、「女子学生のための就職ガイダンス」を開催し、就職活動における女子学生固有の危機管理などを題材に講演を実施した。
③北海道との包括連携協定に基づくキャリア形成支援として、ジョブカフェ北海道と連携し、「大学生向けセミナー キャリアデザイン」及び「4 年生のための緑丘合同企業説明会」を開催し、現役経営者と学生との交流を通じて、学生のキャリア形成を支援した。

【平成 27 事業年度】

・個人からの財政支援
「グローバルマネジメント副専攻プログラム」における学生の海外留学をサポートするため、寄附金を基金とする「佐野力海外留学奨励金」を設立し、平成 27 年度から導入した。本奨励金は、毎年 60 名の学生に授業料・渡航費・宿泊費の支援を行う給付型の奨励金である。

○飲酒事故再発防止に向けた取組

【平成 22～26 事業年度】

・平成 24 年に構内で発生した飲酒死亡事故に対して、学長を長とする危機対策本部を設置し、遺族、学生、保護者、報道機関、本学関係者等への対応を含め、迅速かつ継続的に対策にあたるとともに、関連学生の心のケアを考慮しつつ、学内調査委員会による原因究明に取り組んだ。

- ・外部有識者による「小樽商科大学における学生の飲酒事故の再発防止等に関する第三者委員会」の提言を踏まえ、飲酒事故の再発防止に向けて、全サークル加入者を対象とした指導や授業での啓蒙活動、新入生を対象としたオリエンテーションでの飲酒事故防止指導の他、多数の再発防止策に取り組んだ。
- ・事故を風化させず、事故防止の誓いを新たにするための「誓いの碑」を建立するとともに、毎年「追悼式」を実施することとした。

【平成 27 事業年度】

- ・飲酒事故再発防止に向けた新たな取組として、従前のサークル等の代表者から飲酒事故防止のための誓約書を徴取する仕組みを拡充し、新入生の入学時に「飲酒行動に関する誓約書」を提出させることとし、再発防止に努めた（回収率 94.7 %）。

○障がいのある学生への修学支援

【平成 22～26 事業年度】

- ・平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を見据え、日本学生支援機構が実施する各種セミナー・研修に参加して情報収集を行い、障がいのある学生の修学支援策を調査・研究した。また、平成 26 年度に入学した障がいのある学生について、教育担当副学長、保健管理センター、教務課、学生支援課が連携し、面談を通じた課題整理、入寮サポート、履修科目を担当する教員への協力要請などの修学支援を行った。

【平成 27 事業年度】

- ・平成 28 年 4 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて、障がいのある学生の修学支援体制を整備するため、必要な情報収集等を行った。また、教育担当副学長を座長とした「障がい学生ワーキンググループ」を立ち上げて検討を行い、「国立大学法人小樽商科大学障がいを理由とする差別の解消に関する教職員対応要領」を策定するとともに、平成 28 年 4 月に特別修学支援室を設置し、専任の教職員を配置して修学支援を行うことを決定した。

○東日本大震災に係る取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・東日本大震災により実家が被災した学生に対して、通常とは別枠の入学料免除、授業料免除、学生寮寄宿料免除制度を設けるとともに、被災地で活動を行う学生ボランティア団体の 11 名に対して、2泊3日の旅費等を財政的に支援した。
- ・平成 24 年度には、東日本大震災の被災地に派遣された海上保安官や医師などを講師に招いた講義「環境科学 b（震災と復興）」を開講し、受講者の中から被災地におけるボランティア活動や実地調査の参加者を募り、10名の学生を派遣するなど、学生の主体的な活動を支援した。

③研究活動の推進に関する主な取組

本学では、基礎研究とそれを踏まえた応用的・実学的研究をともに重視しており、小規模な社会科学系単科大学の中に、経済学、商学、法学、情報科学、言語学、人文自然科学等の広範な専門分野を包摂するという特性を活かし、総合的・学際的研究の推進を図っている。また、地域志向型研究や産学官連携による地域経済の活性化に資する実践的研究を推進している。

○学長のリーダーシップによる総合的・学際的・実践的研究の推進

【平成 22～26 事業年度】

- ・重点領域推進研究
商科系単科大学の特徴を生かした国際的・学際的な研究を推進するため、異なる学問領域の教員による共同研究プロジェクトを「重点領域推進研究」として選定し、研究を推進させた結果、学会賞（観光情報学会優秀賞）の受賞や韓国の研究者との共同研究に発展するなど、外部資金の獲得につながる成果を上げた。

・地域志向型研究の推進

「COC 事業」において、ビジネス創造センターが中心となり、具体的な地域ニーズに基づいた地域研究を推進した。また、全学的に地域課題の解決に資する地域志向教育研究を推進することを目的として、学長政策経費による「地域志向型教育研究プロジェクト」の公募を実施し、プロジェクトに対して財政的支援を行った。

【平成 27 事業年度】

・地域志向型研究の推進

「地域志向型教育研究プロジェクト」について、学内公募方式の改善を図った結果、採択可能数の 3 倍以上の応募があるなど、地域志向の教育研究に対する教員の意識向上が確認された。また、採択に漏れたプロジェクトが多数発生したことから、不採択となったプロジェクトを財政的に支援する「学長奨励枠」を新たに設け、6 件のプロジェクトを学長のリーダーシップにより決定するなど、教員のモチベーション維持に取り組んだ。

○北海道経済の活性化に資する全学的な研究プロジェクト

【平成 22～26 事業年度】

- ・「地域研究会」における地域経済研究の推進
「グローバリズムと地域経済」をテーマに、北海道再生のための提言を目的とした組織的な総合的・学際的研究を推進するため、「地域研究会」を発足させた。「地域研究会」は、40 名を超える本学の教員で構成され、地元銀行と共同で「U・I ターン人材の需給に関する実証研究」を行う等、個別具体的な地域経済研究を推進した。また、平成 23 年度には、海外の協定大学からの参加者も交え、国際シンポジウム「グローバリズムと地域経済」を開催し、平成 26 年度には、研究成果を北海道への提言としてまとめた。これらの研究活動の成果は、以下の業績として出版されている。

①Susumu Egashira (ed.), Evolutionary and Institutional Economics Review Perspective at Otaru University of Commerce, (2012, Evolutionary and Institutional Economics Review, vol.9)

②穴沢眞・江頭進(編)『グローバリズムと地域経済』(2012, 日本評論社)

③Susumu Egashira (ed.), Globalism and Regional Economy, (2014, ROUTLEDGE)

④穴沢眞・江頭進(編)『グローバリズムと北海道経済』(2014, ナカニシヤ出版)

また、地域研究会の成果は、教育の面では、初年次教育科目「グローバリズムと地域経済」の新設につながり、平成25年8月の「No.1 グローカル大学宣言」の基礎となった。さらに、平成26年度からは、『グローバリズムと北海道経済』をテキストとした北海道職員との共同勉強会を開催し、研究の成果を北海道に還元している。

・産学官連携の開放型知的プラットフォームの形成に向けた取組

産学官連携活動による地域産業の活性化・国際化への貢献を目的として、ビジネス創造センターにおいて、地域ニーズ、大学の研究テーマ、地域連携実績の調査を基に、研究プロジェクトの立ち上げを行う「開放型知的プラットフォーム」を整備し、道内企業の海外ビジネス進出支援等の取組を実施した。

・「開放型知的プラットフォームによる連携事業」における海外ビジネス進出支援

海外ビジネス進出支援の取組として、北海道内企業がシンガポールを中心にアジア市場で販路開拓を行うための出展「HOKKAIDO SHOWCASE」に、本学の強みであるマーケティング支援の側面から参画した。また、「北海道『食』ブランド台湾市場参入プロジェクト」、「北海道『ヘルス&ビューティー』ブランド展開の拠点設置と市場調査プロジェクト」への参加を通じて海外ビジネス進出を支援するなど、海外における北海道ブランドの構築に向けた活動を行った。これらの取組を通じて、北海道ブランドの認知度、市場ニーズに即した新製品開発の促進や新たな販路開拓について、アジア市場における消費動向、市場調査を行い、道内企業進出の可能性等の研究・支援を実施した。

【平成27事業年度】

・文理融合型大学間連携事業の推進

帯広畜産大学との連携により、TPPを契機とした和牛ブランドの海外進出を視野に、和牛の肉質判定に関する共同研究を開始した。本学は研究成果のビジネス化、グローバル展開を図り北海道経済の発展につなげる役割を担い、平成28年3月には研究成果発表合同シンポジウムを開催した。本事業は、国際化時代の中で、北海道の基幹産業の一つともいえる畜産業の発展に向けて、道内の大学及び一般社団法人との協働により取り組んだものであるが、「軸足は地域に、視点は世界に」という本学のグローカル戦略に基づく新たな事業であるとともに、本学が今後取り組むべきテーマである「文理融合」の先駆けとなる事業である。

○研究実施体制の整備

【平成22～26事業年度】

・サバティカル研修制度の導入

教員の教育研究能力の向上に資するため、平成26年度より毎年7名の枠で、最

長1年間の教員のサバティカル研修制度を導入し、研究専念の機会を提供している(平成26年度の制度利用実績:6名)。なお、海外での研修を行う者に対しては、本学後援会からの寄附金により、毎年2名を上限に、1名あたり100万円の助成を行っている。

【平成27事業年度】

・サバティカル研修制度の運用

平成26年度に引き続き教員に研究活動専念の機会を提供するため、サバティカル研修制度を運用し、平成27年度は5名の利用実績があった。

④社会連携・地域貢献に関する主な取組

本学では、「COC事業」を通じて、北海道経済の活性化に資する人材育成というミッションの下、北海道経済を支える産業の経営人材育成や、地元企業や地域住民に対して様々な教育機会を提供している。

○「COC事業」における取組

【平成22～26事業年度】

・地域懇談会の開催

平成26年度には、「COC事業」を推進する中で、大学が自ら地域に出向き、地域住民と意見交換を行う「地域懇談会」を、後志地域を中心として、計7回開催し、新たな意見交換の場を形成した。また、地域から出された様々なニーズ・要望に対しては、教育研究プロジェクト、学生による豪雪地帯での雪かきボランティアや地域イベントの開催などにより対応した。

・地域向けセミナーの開催等による成果還元

地域志向研究の成果還元を目的として、これまで学内で定期的に開催していた公開講座やセミナーに加え、NHK連続テレビ小説「マッサン」に関するプロジェクトの成果について小樽市や地域自治体を会場としたパネル展や本学学術研究員による講演、講座、シンポジウム等を開催し、「COC事業」の成果を広く一般に公表・還元した。

【平成27事業年度】

・北海道経済活性化に資する自治体等との連携強化の取組

①小樽市の総合戦略の完成報告と併せて、本学の広域連携事業を報告する「地方創生シンポジウム」を、本学と小樽市との共催により開催した。共催で実施したことにより、単独で行う従来のシンポジウム以上に幅広い層から多数の参加があるなど、地域との連携により最大限の効果が生まれるイベントとなった。

②「COC事業」の趣旨の一つである広域連携の推進、周遊地域及び滞在期間の増加を目的として、スタンプラリー形式の「ご当地キャラクターシールラリー」を実施した。単なる調査研究から一歩進んだ具体的なプランに着手したものであり、「COC事業」の連携地域である21市町村のうち19市町村が参加し、延べ3万人の参加者があるなど大きな成果が上がっている。自治体主導では進みにくい「広域連携」に関して、中立的な第三者である大学が主導することによ

り、地域との有機的な連携が実現しており、地域からも高く評価された。

○自治体等との連携協定関係の構築

【平成 22～26 事業年度】

- ・自治体等との連携協定
北海道経済活性化に連携・協力して取り組むことを目的として、平成 26 年 2 月に北海道と、平成 27 年 2 月には財務省北海道財務局と包括連携協定を締結した。また、小樽市及び後志地域のまちづくり・人づくりのさらなる活性化を目指し、平成 26 年 9 月に小樽市教育委員会との連携協定を締結した。

【平成 27 事業年度】

- ・自治体等との連携協定に基づく取組
北海道との包括連携協定に基づき、北海道職員と本学教員による勉強会を継続的に開催している。本学における地域経済研究の成果として出版した『グローバルイズムと北海道経済』を教材として、本学教員が講師となりディスカッションを行う勉強会であり、北海道経済の政策立案に資することを目的として開催している。また、北海道財務局との包括連携協定に基づき、自治体会計や北海道における金融等に関する 3 つの共同研究プロジェクトを推進した。

○地域人材育成の取組

【平成 22～26 事業年度】

- ・アントレプレナーシップ専攻におけるビジネスノウハウの地域還元
アントレプレナーシップ専攻において、地元企業の経営者を講師とした一般向けのフォーラムや実践的マネジメントを身に付ける企業研修を協同企画・実施するなど、ビジネスノウハウを地域に還元する取組を展開した。また、同専攻の 10 周年記念事業において、「アジアの成長を Hokkaido で捕まえる」と題したシンポジウムを開催するとともに、修了生を中心に組織される「北海道 MBA コンサルティング協会」と連携した経営幹部向け企業セミナーの開催、修了生有志女性メンバーによる「OBS フォーラム」の開催など、300 名を超える修了生と連携して、社会人の学び直しの機会を提供した。

- ・地域人材育成プログラム・セミナーの開催
ビジネス創造センターの産学官連携ネットワーク及びアントレプレナーシップ専攻の MBA 教育ノウハウを活かして、「しりべし未来創造大学」や「ニセコ創業塾」をはじめ、様々な人材育成に資する教育プログラムやセミナーを開催し、地域におけるリーダーや、起業・事業継承をサポートする人材等の育成の機会を提供した。

【平成 27 事業年度】

- ・高度経営人材育成プログラムの展開
これまでの MBA 教育や産学官連携事業を通じて構築したネットワークを活用し、北海道の主要産業における高度経営人材育成の教育プログラムを以下のとおり提供した。

- ①医療経営人材育成事業
経済産業省補助事業として、「地域包括ケアシステムの中核を担う医療経営人材育成事業」を実施し、医療分野における経営人材育成を目的とした多職種による産学連携コンソーシアムを組織するとともに、医療経営人材育成プログラムを実施した。平成 28 年 3 月には、その成果を一般向け報告会において発表した。本事業実施の結果、本学の取組は、経済産業省「サービス経営育成賞」を受賞した。
- ②旅館・ホテル経営人材育成事業
観光産業を成長させていくことを目的として、観光庁からの受託事業「産学連携による旅館・ホテル経営人材育成事業」を実施した。全国の旅館・ホテル経営者、幹部候補者を対象として、3 つのタームに分けて行われ、道外からの受講者を含む計 38 名が受講した。プログラムの実施にあたっては、観光業に携わる外部講師の講演の他、本学ビジネススクールの教員を活用し、ビジネスプランを作成させるなど、実践的な人材育成プログラムとの評価を受けた。

○創立百周年記念事業

【平成 22～26 事業年度】

本学創立百周年記念事業において、地域貢献の一環として、「創立百周年記念式典・祝賀会」、「緑丘百周年祭」をはじめ、多数の一般開放型イベントを開催し、教職員、学生、卒業生のみならず、市民や企業など予想を超える大勢の参加者があり、本学と地域との結びつきがより一層強固なものとなった。また、学生が中心となった記念事業イベントを通じて、学生の地域における活動がより活発となった。さらに、募金活動を展開した結果、市民をはじめ多くの寄附があり、その一部を元に「教育振興基金」を設立した。

⑤国際交流に関する主な取組

本学では、国際的視野を備えた人材の育成という観点から、国際交流事業の推進を図り、その充実に努めてきた。海外の大学との連携を強化するため、協定校の開拓を進め 15 カ国 20 大学との間で学生交換協定を締結し、継続的な学生の派遣、受入れを行っている。「グローバル人材」の育成を推進するため、海外協定校と連携した教育環境の構築を目指し、協定校のさらなる開拓や学内における留学生と日本人学生の共学環境の整備等を行った。

○「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入に向けた海外協定校の拡大

【平成 22～26 事業年度】

- ・新たにサハリン国立大学（ロシア）、オウル応用化学大学（フィンランド）と協定を締結するとともに、本学が掲げる「グローバル人材」を育成するために、海外協定校と連携した教育環境の充実を目指し、オタゴ大学（ニュージーランド）、バブソン大学（アメリカ）、ウィーン経済大学（オーストリア）、ベルリン経済・法律大学（ドイツ）、ベトナム国家大学ホーチミン市国際大学（ベトナム）、マラヤ大学（マレーシア）等と協議を行った。
- ・「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の新設科目「アジア・オセアニア事情」を実施するため、アジア圏における海外協定校との連携教育の充実を目的

として、平成 27 年 3 月、マラヤ大学（マレーシア）と相互理解覚書を締結した。

【平成 27 事業年度】

- ・毎年開催されている留学関係の会議である NAFSA 会議（アメリカ・ボストンで開催）に引き続き出席し、本学協定校 8 大学と情報交換を行うとともに、ボストンにあるレスリー大学と交渉し、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の新設科目「アメリカ事情」を実施するため、相互理解覚書を結んだ。
- ・北海道と姉妹州であるカナダアルバータ州の政府在日事務所職員が来学し、本学と同州の大学との交流について意見交換を行うとともに、同州に所在する大学を実際に訪問し、情報収集、意見交換を実施した。

○留学生と日本人学生の共学環境整備

【平成 22～26 事業年度】

- ・国際的な職員交流
平成 23 年度に、海外の協定締結大学との職員交流として、オタゴ大学との間で国際交流担当職員の受入れ及び派遣を行った。英語力の向上のみならず、学生サービスの在り方、業務の在り方について見直す機会となり、国際交流関係業務の改善に資する取組となった。また、SD 研修として、職員の語学力の向上及び海外大学の調査を兼ねた海外派遣研修を実施し、職員の資質向上を図った。

【平成 27 事業年度】

- ・留学生と共に学ぶ英語による専門授業
「グローバルマネジメント副専攻プログラム」のグローバル教育科目において、交換留学生と日本人学生が共に英語により行われる専門科目を受講することにより、海外留学に準じた教育環境を構築した。
- ・グローバル라운ジの整備
「グローバル人材」の育成に向けた環境整備の一環として、オープンスペースにおいて、多様な国際的バックグラウンドを持つ学生が自由に集い、他言語・異文化理解を深めることを目的として、「グローバル라운ジⅠ・Ⅱ」を整備した。日常的に外国人留学生と日本人学生が相互交流を行うとともに、留学等に関する情報発信、語学講座、国際交流イベント等の開催スペースとしての活用も想定している。

○ギャップイヤー制度導入に向けた検討

【平成 27 事業年度】

- ・「大学教育再生加速プログラム（AP）」の採択を受け、入学試験合格者に対する最長 1 年間の入学猶予制度（ギャップイヤー制度）の導入について、新たに制度設計を行うため、国内外の先進的な大学の事例調査、意見交換等を行った。また、海外協定校から研究者を招き、ギャップイヤー・セミナーを開催し意見交換を行う等、制度設計に向けた情報共有を図った。

2. 業務運営・財務内容等の状況

①業務運営の改善及び効率化に関する主な取組

【平成 22～26 事業年度】

○業務運営体制の強化

- ・役員等懇談会
学長、理事、副学長及び事務局長による「五者懇談会」、事務局長と管理職による「課長会」を週に一回定例で同日開催することを継続し、大学トップの方針を迅速に共有・検討する体制の強化を図っている。また、平成 24 年度には、「五者懇談会」に非常勤理事を加え、「役員等懇談会」とし、必要に応じて学長特別補佐を加えるなど、さらなる体制強化を図った。

・将来構想委員会の設置

平成 25 年度には、大学改革を見据えた将来構想の企画立案等を組織的に行うことを目的として、既存の将来構想ワーキンググループを発展的に解消し、新たに学長を長とし、学科長等により構成される「将来構想委員会」を設置した。本委員会において、「グローバル人材」を育成する新たな教育プログラムをはじめとした教育改革及び教育研究組織改革の検討を進めた。

・プロジェクトチーム制度の導入

事務局において、学長が特に命じたミッションを組織的かつ効率的に進めることを目的とした「プロジェクトチーム制度」を導入し、従来の課・室の間に生じる縦割りの弊害を排除し、重点的な人的資源の配置を行える体制を整備した。

○「No.1 グローカル大学宣言」を踏まえた本学の改革方針や国立大学改革プランに基づく機能強化を推進するための取組

・大学改革推進室の設置

平成 26 年度には、学長のリーダーシップを最大限に発揮し、大学改革を実行するための戦略立案組織として「大学改革推進室」を設置し、学長のサポート体制を強化することにより、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」及び「グローバル戦略推進センター」に関する企画・構想が円滑に進められた。

・事務組織改革

平成 26 年 10 月に事務組織の改組を実施した。企画戦略課を新設するとともに、学務課を機能別に教務課と学生支援課に分離し、これまで分散していた課・室の場所を集約して人的資源の集中及び連携強化を図るとともに、課長ポストを 8 名から 7 名に削減した。このことにより、目標・計画策定と予算面を一体的に扱う企画戦略課において大学改革の戦略的な推進を図るとともに、教務課と学生支援課による一元的な学生サービスの提供、産学官連携支援と研究支援を一体的に扱う学術情報課による教育研究支援機能の充実を図った。

○OSD の取組

- ・若手職員の企画・立案による自主研修「商大職員による商大のための商大 LvUP（第 1 弾）」等を実施し、大学全体の問題点を整理・分析して改善策を検討する

等、職員自らが個々の事務処理能力の向上を図るとともに、研修成果の学内共有を図った。

- ・ 本学の目標・存在価値を共有し、組織変革に資する職員の育成とそのための組織風土改革を目的として実施された自主研修「商大職員による商大のための商大LvUP（第2弾）」では、「地域連携」、「受験生確保」、「研究戦略」、「教育改善」、「組織力」の5つのテーマについて戦略が立案され、「戦略提案会」において役員に12の戦略の提案が行われた。なお、戦略策定段階で開催された意見交換会には、役員及び教職員が所属部署・役職を超えて幅広く参加し、自由かつ多角的な視点での討議が行われた。また、提出された提案書は、教育開発センター改革の検討材料として扱われるなど、本学の各取組において幅広く活用された。
- ・ 新入生対象の宿泊合宿研修（通称：ルーキーズ・キャンプ）やインターンシップに新人職員をSD研修の一環として参加させた。学生と職員が協働してグループディスカッションやプレゼンテーションに取り組むことにより、企画力及び社会人としての意識向上が促される相乗効果が生まれ、大学ならではの独自研修が実現した。

○事務職員の新たな勤務評価制度の構築

- ・ 事務職員の新たな勤務評価制度として、年度当初の目標設定、前期・後期の2回にわたる自己評価及び評価者面談など、PDCAサイクルを取り入れた制度を導入した。勤務評価を実質的に運用する体制を整備したことにより、上司と部下による職場内コミュニケーションが促進され、組織力の向上に寄与している。

【平成27事業年度】

○「グローバル戦略推進センター」の設置

- ・ グローバルな視点から地域経済の発展に貢献できる人材（「グローバル人材」）を育成する本学のミッションを実現するための新たな全学的な教育研究支援組織として、既存の教育開発センター、国際交流センター、ビジネス創造センターの機能を連携・融合させた学長を長とする「グローバル戦略推進センター」を設置した。

○事務組織改革による効果

- ・ 補助金や受託事業等の申請にあたり、企画戦略課が中心となり企画面・予算面双方からのアプローチで作成サポートを行うことにより、大学教育再生加速プログラム、経済産業省補助事業、観光庁受託事業に採択されるなど、外部資金獲得につながった。また、第3期中期目標・中期計画の策定について一体的に取り組んだ結果、運営費交付金の重点支援において最高評価を得た。

②財務内容の改善に関する主な取組

【平成22～26事業年度】

○財務状況の改善・経費節減に係る取組

- ・ 他大学との連携による財務内容の改善に向けた取組

北海道地区国立大学法人等の共同調達に参加し、調達業務の共同処理により経費の抑制を図るとともに、資金の運用にあたり、スケールメリットによる高利率が期待できる北海道地区国立大学法人の共同資金運用（Jファンド）を中心に運用するなど、他大学との連携により財務内容の改善に取り組んだ。

・人件費抑制に関する取組

中長期的な財政シミュレーションに基づき検討を行い、今後策定する新たな教育研究組織・教育課程の再編に備え、平成25年5月より専任教員及び事務職員が定年退職した場合には原則として後任補充を留保することを決定し、人件費の抑制に努めた。

・一般管理費の削減に関する取組

中長期的な財政シミュレーションに基づき検討を行い、財政状況の改善に向け物件費等の不断の見直しを行うことを目的として、全教職員に対し学内事業の見直しに関するアンケート調査を行うとともに、見直しの対象となった事業については、学外者を含めた意見聴取会（事業仕分け）により取扱いを決定し、翌年度の予算編成において学内資源の再配分に反映させた。

○創立百周年記念募金活動と教育振興基金の設立

- ・ 本学創立百周年記念の募金活動を展開し、法人、市民、同窓会、教職員、在学生の父母等から寄附を受け、約1億1000万円の募金を達成した（当初の募金目標額：1億円）。さらに、本募金の一部を財源として、「教育振興基金」を設立し、学生の正課・課外活動、国際交流活動、地域貢献活動等といった教育活動を財政支援する体制を整備した。

【平成27事業年度】

○経費の抑制に向けた取組

- ・ より戦略的な財政運営を行うため、「特別事業費」の計上を取りやめ、学長のリーダーシップにより機能強化を着実に実施できるよう「学長政策経費」に一本化した。また、「学長政策経費」について、予算の執行状況に基づく財務見通しを平成27年10月及び12月に作成し、確保可能な財源を当該経費に繰り入れて、本学の機能強化のための事業等を推進した。

○大学運営の改善に向けた財務分析結果の活用

- ・ 中長期的な財政シミュレーションに基づき平成25年5月に決定した専任教員定年退職者の後任補充留保に上限を設ける「教員における定年退職後の不補充に関する方針」を決定するとともに、教育への影響を最小限に食い止めるため、平成28、29年度について、全学共通の寄附金の活用も視野に入れ、必要となる非常勤講師人件費を確保することとした。

③自己点検・評価及び情報提供に関する主な取組

【平成22～26事業年度】

○自己点検・評価、外部評価等に関する取組

・コーディネーター制度の導入

平成 22 年度より全ての年度計画の責任者となる課・室（コーディネーター）を設定する「コーディネーター制度」を導入し、計画の進捗管理を徹底した。さらに、各コーディネーターから提出された年度計画進捗状況、翌年度の年度計画案について、各課等の長が一堂に会し、大学全体の現況を共有するとともに、全学視点での問題点の洗い出し、改善案の検討を行うための「コーディネーター・カンファレンス」を開催した。平成 23 年度からは業務担当監事も出席することにより、年度計画の進捗状況について多角的な検証が行われる体制となった。

・経営系専門職大学院における認証評価結果の活用

平成 25 年度に受審した専門職大学院認証評価の評価結果に基づき、新たにカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを制定するとともに、社会ニーズへの対応を踏まえたカリキュラム改革案を策定し、平成 28 年度から新カリキュラムを展開することを決定した。

・地元有識者による外部評価の実施

「COC 事業」において、地元有識者による外部評価委員会を設置し、事業実施中に寄せられた外部評価委員会の提言に従って、PDCA サイクルを実行している。

○情報提供に関する取組

・公式ブログの情報発信強化

大学公式ブログ「商大くんがいく！」を運営している職員ブログチームに学生スタッフが参加する体制を構築し、教員や講義、学生の課外活動、就職情報など学生生活の充実に資する情報発信を強化した。

・地域への情報発信

地域社会（住民）に大学の資源や研究成果を分かりやすく公開するために、web サイト、ラジオ、デジタルサイネージ、教員紹介ビデオ等の媒体を活用して情報発信を強化した。

・「No. 1 グローカル大学宣言」に基づく戦略的な情報発信体制の整備

本学全体の構想である、軸足を地域に、視点は世界に置く「グローバル人材」の育成に関する本学の取組を戦略的に広報するため、「小樽商科大学 5 つの挑戦」のタイトルで、パンフレットを作成し、特に在学生及び本学への進学を目指す受験生に対してより体系的に分かりやすく示した。また、全道版の新聞への一面広告やポスター、チラシを作成し、幅広く PR を行った結果、オープンキャンパス参加者数の増加等の成果が表れた。

【平成 27 事業年度】

○情報公開及び情報発信の推進に関する取組

・新たな広報誌による戦略的な情報発信

第 3 期中期目標・中期計画期間を迎えるにあたり、本学のビジョンと、それを達成するための 3 つの戦略を情報発信するため、学長の発案による新たなコンセプトのパンフレット「新しいビジョン 2016-2021 小樽商科大学が輝き続けるために」を作成し、多様なステークホルダーに配付することで、本学のこれからの取組について情報共有を図った。また、同窓会と連携し、同窓会が定期的

に発行している会報と合わせて、本パンフレットを本学 0B に配付し、第 3 期中期目標・中期計画期間に向けて確固たるビジョンを学内外に発信した。

・地域への情報発信

「COC 事業」における学内公募プロジェクトについて、地域からの提言を受け、1 プロジェクト 1 ページの簡略版の実績報告書及びプロジェクトを地域別に分類した「プロジェクト MAP」を作成し、大学の取組を地域に分かりやすく情報発信した。

④その他の業務運営の改善に関する主な取組

【平成 22～26 事業年度】

○リスクマネジメントに関する取組

- ・リスクマネジメントの実施に関しては、基本方針となる「リスクマネジメントポリシー」、「リスクマネジメント・ガイドライン」及び「リスクマネジメント規程」を制定している。
- ・学長を長とするリスクマネジメント委員会では、毎年度、年度当初に、当該年度に重点的に対策を講じるリスクを選定し、担当部署にて、「リスクマネジメント・アクションプラン」を策定・実施し、年度末に委員会において実施結果を検証する PDCA サイクルによるリスクマネジメントを実施している。
- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、新たに「大規模地震対応マニュアル（学生用・教職員用）」を整備し、学生・教職員に周知するとともに、全学生・教職員を網羅した「安否確認システム」を導入した。併せて、「防災備蓄計画」を策定し、計画的に備蓄を行うことにより大規模災害に備えた。
- ・平成 24 年 5 月に発生した学生の飲酒事故を踏まえ、「防犯カメラの設置・運用に関する規程」を新規制定し、グラウンドに防犯カメラを設置した。

○監査連絡会の設置

- ・第 1 期中期目標期間において、不定期に開催していた監事、監査法人、経営監査室及び大学トップの協議の場を、「監査連絡会」として正式に設置した。監査連絡会において情報交換と情報共有を図ることにより、三様監査における三者の役割・位置付けを明確にするとともに、効率的かつ実質的な監査のあり方について議論を深めた。

○研究費不正使用防止等に係る取組

- ・研究費の不正使用防止に関しては、研究費不正使用防止行動計画推進委員会を設置して取り組んでいる。また、毎年「研究費不正使用防止に向けた実務担当者研修会」を開催し不正使用防止に向けた情報共有を行っている。さらに、文部科学省が公表している「公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に伴い、本学の規程整備を行い、研究活動における不正行為を防止するための体制を整えた。併せて、全教職員に不正行為防止のためのコンプライアンス研修及び研究倫理研修の受講と誓約書の提出を義務化した。

【平成 27 事業年度】

○内部統制制度の検証にかかる取組

- ・監事機能の強化の方針、監査事項の増加等を踏まえ、平成 27 年度より、監査連絡会を年 2 回（6 月・1 月）の開催とし、相互に情報を共有し、監査計画及び監査実施に反映させ、効率化を図った。具体的には、6 月の監査連絡会は三様連絡会とし、前年度の監査報告を基に次年度監査計画の立案へとつなげるための情報共有を図り、1 月の監査連絡会では、学長・理事（総務・財務担当副学長）を加え、より実質的な意見交換のもと、効率的な監査を実施した。

○研究費不正使用防止等に係る取組

- ・新規採用者を含め、全教職員（非常勤職員を含む）に対し、学内研修システムによるコンプライアンス研修及び研究倫理研修の受講を義務付け、受講終了後には誓約書を提出させており、受講率は 100%を維持している。
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び文部科学省からの調査「体制整備等自己評価チェックリスト」において設置が望まれている研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する第三者機関による通報窓口の設置について、外部の弁護士に業務委託し、通報の受け付け体制を整備した。

3. 戦略的・意欲的な計画の取組状況（該当法人のみ）

該当なし

4. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取組状況

【平成 25～26 事業年度】

○「No. 1 グローカル大学宣言」と新たな教育課程の検討

- ・北海道経済のグローバル化に対応した地域のマネジメント拠点となるべく、平成 25 年 8 月 8 日、本学における改革の方向性を示す「No. 1 グローカル大学」を宣言し、「教育」「研究」「社会貢献」のすべての面において北海道経済の再生・振興を担う方針を示した。本宣言に基づき、グローバルな視点で地域を理解し世界に発信できる人材（「グローバル人材」）を育成する新たな教育プログラムを平成 27 年度から実施することとし、具体的な検討を行った。

○ガバナンス機能の強化

- ・大学改革を見据えた将来構想の企画立案等を組織的に行うことを目的として、既存の将来構想ワーキンググループを発展的に解消し、新たに学長を長とし、学科長等から構成される「将来構想委員会」を設置した。また、学長のリーダーシップを最大限に発揮し、大学改革を実行するための戦略立案組織として「大学改革推進室」を設置した。これらの連携による検討実施体制により、「グローバル人材」を育成する新たな教育プログラムをはじめとした教育改革及び教育研究組織改革における企画・構想が円滑に進められた。

- ・平成 27 年 4 月施行の学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律を踏まえ、学長のガバナンス機能を強化するため、学内規程の改正を行った。

○最先端の ICT 機器を活用したアクティブラーニング教育の推進・検証

- ・本学が掲げる「実学教育」の新たな展開として、最先端 ICT 機器を備えた「アクティブラーニング対応教室（6 教室）」「コミュニケーション・ラーニング対応大教室（3 教室）」を整備し、双方向による次世代型教育方法の開発に取り組んだ。また、附属図書館 2 階を学生の主体的学修を促すラーニングコモンズとして整備した。
- ・アクティブラーニング教育の学修成果については、同一科目におけるアクティブラーニング型講義と従来型講義の教育効果の比較検証、学生に対する従来型教育との比較アンケート調査等を実施し、アクティブラーニング教育の成果及び課題・問題点を検証するなど、さらなる教育方法の開発と効果検証を続けている。

○ブレンデッドラーニングの推進

- ・本学の教育の特徴であるアクティブラーニングを語学教育にも展開するために、これまで独立した語学ツールであった「self-access による学修（e-ラーニング）」と「face-to-face による学修（対話型授業）」を融合させると同時に、新たな語学教育ツールである、「デジタルタスク」、「双方向通信」、「異文化ビジネス教育」を構築し、それらを高度に組み合わせた実践型ブレンデッドラーニングを展開することを目的として、設備導入及び教育方法の開発を進めた。

○事務組織改革

- ・大学改革に資する事務組織の再編成、最適な人的資源配分、事務処理の効率化等を実現するため、事務組織検討委員会及び事務組織検討実務者ワーキンググループを設置し、平成 26 年度中の導入を視野に新たな事務組織体制の検討を進め、平成 26 年 10 月に事務組織の改組を実施した。この改組により、企画戦略課を新設するとともに、学務課を機能別に教務課と学生支援課に分離し、これまで分散していた課・室の場所を集約して人的資源の集中及び連携強化を図り、課長ポストを 8 名から 7 名に削減した。このことにより、①目標・計画策定と予算面を一体的に扱う企画戦略課による大学改革の戦略的な推進、②教務課と学生支援課による一元的な学生サービスの提供、③産学官連携支援と研究支援を一体的に扱う学術情報課による教育研究支援機能の充実が図られる体制が構築され、本学の機能強化に資する取組を推進する事務体制となった。

○「COC 事業」における全学的な地域志向教育研究プロジェクト

- ・平成 26 年度には、地域課題を解決する教育研究プロジェクトを学内公募により 31 件採択し、実施した結果、学生の地域におけるフィールドワーク等の活動が活発化し、学生の地域への関心が高まるとともに、地域への貢献につながった。

○人事・給与システムの弾力化

- ・多様な教員の確保による教育研究活動の活性化を目的として、平成 27 年 2 月に 12 名の適用を目標とした年俸制を導入し、在職者及び新規採用者に対して、制度説明会や個別相談を実施し、年俸制適用職員の募集を行った結果、平成 27 年 4 月までに、7 名の教員に年俸制を適用することを決定した。

【平成 27 事業年度】

○「グローバル戦略推進センター」の設置

- ・グローバルな視点から地域経済の発展に貢献できる人材（「グローバル人材」）を育成する本学のミッションを実現するための新たな全学的教育研究支援組織として、既存の教育開発センター、国際交流センター、ビジネス創造センターの機能を連携・融合させた学長を長とする「グローバル戦略推進センター」を設置し、本センターを司令塔として、「新たな教育課程の構築によるグローバル人材の育成」、「ビジネス開発プラットフォームの構築による北海道経済の活性化」、「アクティブラーニングの拠点として、新たな教育方法を普及・展開」という本学の第3期中期目標・中期計画における戦略を推し進める体制を構築した。

○「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入

- ・本学が目指す「グローバル人材」を育成するために、グローバルな視点から地域経済の発展に貢献するリーダーを育成する「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を新設し、平成27年度から開講した。本プログラムは、専門4学科（主専攻）で学ぶ講義以外に、「地域キャリア教育科目群」、「グローバル教育プログラム科目群」、「言語文化教育科目群」の3つの科目群を柱とする学科横断型の新たな教育プログラムであり、平成27年度は、23名が所属した。

○「グローバル人材」の育成に向けた取組

- ・「グローバル人材」の育成に向けて、海外協定校と連携した教育環境の構築を目指し、海外大学との協議を進めるとともに、学内における留学生と日本人学生の共学環境を創出するため、留学生と共に日本人学生が英語により行われる専門科目を受講するグローバル教育科目の開講、日常的に外国人留学生と日本人学生が相互交流を行うグローバルラウンジの整備等を推進した。
- ・また、大学教育再生加速プログラムの採択を受け、入学試験合格者に対する最長1年間の入学猶予制度（ギャップイヤー制度）の導入に向けて、国内外の先進的な大学の事例調査を実施するとともに、海外協定校から研究者を招き、ギャップイヤー・セミナーを開催し意見交換を行う等、制度設計に向けた検討を進めた。

○「COC事業」における全学的な地域志向教育研究プロジェクト

- ・平成27年度においては、学内公募の結果、計16件の地域志向の教育研究プロジェクトが採択され、プロジェクトの成果が地域に還元されるとともに、一部の教育研究プロジェクトが受託研究に発展し、外部資金の獲得につながるなど、その成果が様々な方面へ波及している。また、教育の面では、経済、歴史、企業、IT、観光等をキーワードに自治体や地元産業界の人材を講師とするオムニバス形式による「地域学」を平成27年度から開講した。

○人事・給与システムの弾力化

- ・年俸制適用教員の業績について、学長及び理事（副学長）が、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営・その他」の4つの業務領域において37項目の観点か

ら評価するとともに、業績目標の設定時や業績評価実施時等に合計3回の面談を行うきめ細かい業績評価制度を構築した。業績評価の結果については、業績評価の区分に応じて翌年度の業績年俸に適切に反映させる仕組みとなっており、教育研究活動の活性化に資する給与制度となっている。

- ・在職者及び新規採用者を対象に、引き続き、計画達成に向け積極的な年俸制適用教員の募集を行った結果、平成28年4月からさらに3名（計10名）の教員が年俸制適用教員となることを決定した。

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	① 教職員の密接な連携による大学運営体制を構築する。
	② 男女共同参画を推進する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【38】 ①ーア 全学の委員会等の運営組織を検証し、改善を行う。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・前半の3年間は、学内委員会の活動及び運営状況について、内部監査を中心に、適切な会議運営及び教員負担を検証するとともに、 <u>大学改革を推進するために、新たに学長を長とし学科長等を構成員とする「将来構想委員会」を設置して大学運営や教育改革の方向性を検討した。</u> ・大学改革加速期間である後半には、本学が目指す「グローバル人材」の育成に資する新たな教育プログラムの検討を行い、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の成案を得た。さらに、本学のミッションを全学的な運営体制で実施するため、「将来構想委員会」を中心に運営組織体制について検討を行い、学長を長とする「グローバル戦略推進センター」の成案を得た。		
	【38】 「グローバル戦略推進センター」を設置するなど、本学の機能強化に資する改革を推進するための組織体制を整備する。			III	(平成 27 年度の実施状況) 【38】 ・既存の教育開発センター、国際交流センター、ビジネス創造センターの機能を連携・融合させた学長を長とする「グローバル戦略推進センター」を設置し、本学のミッションであるグローバルな視点から地域経済の発展に貢献できる人材（「グローバル人材」）の育成に資する全学的な教育研究支援組織を整備した。 ・また、「グローバル戦略推進センター」において、新たな教育プログラムである「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を運営した。	
【39】 ①ーイ 学長の企画運営が効率的に機能する体制を充実させる。		IV		(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・学長の企画運営が効率的に機能する体制として、毎週、学長、理事（非常勤を含む）、副学長、事務局長を構成員とする「役員等懇談会」及び事務局長と管理職による「課長会」を開催し、 <u>大学トップの方針を迅速に共有・検討する体制を強化した。</u> ・大学改革加速期間において、学長のリーダーシップの下で大学改革を推進するために、「学長特別補佐」を平成 26 年度には7名に <u>拡充配置するとともに、戦略立案組織として学長を長とする「大学改革推進室」を設置した。</u> （詳細については、特記事項（21 ページ）参照）		
	【39】 学長がリーダーシップを発揮し、構想を実現させる体制を充実させる。			IV	(平成 27 年度の実施状況) 【39】 ・「大学改革推進室」において学長が掲げる機能強化戦略を構想し、「グローバル戦略推進センター」及び学長特別補佐が中心となり、「グローバルマネ	

			<p>ジメント副専攻プログラム」の導入、北海道内理工系他大学との文理融合事業、アクティブラーニングの全学的展開や地域志向教育の体系化等の取組を展開し、第3期中期目標・中期計画期間の機能強化戦略の基礎となる成果を上げた。 (詳細については、特記事項(21ページ)参照)</p>
<p>【40】 ①ーウ SDを充実させ、教員と事務職員との連携・協働を推進する。</p>	<p>IV</p> <p>【40-1】 学外で開催されるSD研修会や勉強会、他機関との合同研修等に積極的に職員を派遣し、職員の資質向上を目指す。</p> <p>【40-2】 教職協働に資する学内SD研修の充実に取り組み、事務職員の資質・能力向上に努める。</p>	<p>IV</p> <p>III</p> <p>IV</p>	<p>(平成22~26年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手職員を中心とした自主的なSD研修を組織的なSDの取組に発展させ、教員も参加する「商大職員による商大のための商大LvUP研修(第1弾・第2弾)」を実施した。「業務の効率化」、「本学の新たな戦略」などをテーマに活発な議論がなされ、検討結果を役員に提案する報告会も行われた。 職員の育成を目指す海外派遣研修、地域志向教育のあり方等をテーマとした教職協働による「教職員学生指導研究会」を実施した。 毎年開催している新入生のための合宿研修(ルーキーズ・キャンプ)に若手職員をSDの一環として参加させた。 <p>(詳細については、特記事項(21,22ページ)参照)</p> <p>(平成27年度の実施状況)</p> <p>【40-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> SD活動を展開させる中で、平成26年度に学校法人北海学園との間で締結した「職員交流(SD研修)に関する覚書」に基づき、3名の職員を派遣し、業務改善に資する意見交換等を行うことにより、職員の資質向上につながった。 <p>【40-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本学のミッション達成に資するSDの充実を図るために、学内でニーズ調査を行い、新たにSDの一環として以下の取組を実施し、職員の資質・能力向上につながった。 <ul style="list-style-type: none"> ①事務職員の語学力向上を目的とした英会話教室の受講(受講料全額補助) ②事務職員の職務に関連する各種資格試験に係る教材の貸与及び受験料の全額補助 ③事務職員のパソコンスキルアップを目的とした学内での外部講師によるExcel, PowerPoint研修 新たに、経営者である本学OBを講師としたSD研修会や、平成28年4月からの「障害者差別解消法」への対応を視野に、「障害者差別解消法と大学における障がい学生支援」をテーマとしたSD研修会を実施した。 <p>(詳細については、特記事項(22ページ)参照)</p>
<p>【41】 ①ーエ 教職員の業績評価の仕組みを検証し、改善を行う</p>	<p>III</p> <p>【41】 教員の業績を適正かつ効率的に収集し、業績評価に基づく研究費配分等に活用する。</p>	<p>III</p> <p>III</p>	<p>(平成22~26年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の業績評価については、本学独自の「研究者情報データベース」にデータを蓄積し、評価に活用してきたところであるが、入力を行う教員への負担軽減を図り、かつ業績を効率的に収集・活用・公開するため、平成25年度に「Read & Researchmap」と連携した新たな「研究者総覧システム」を導入し、当該システムから出力した業績リストを教員の昇任等における業績審査に活用することとした。 <p>(平成27年度の実施状況)</p> <p>【41】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員の業績に応じた教員研究費の傾斜配分を行うとともに、大学IR(Institutional Research)への活用を視野に、学術情報課、総務課、企画戦略課が連携して「研究者総覧システム」の改修を行い、効率的に教員の業績データを収集し、データ抽出・活用・発信する体制を整備した。 教員に求められる能力が多様化している現状を踏まえ、教員の採用・昇任時

			<p>における業績審査の在り方について検討するため、教育研究評議会の下に副学長を座長とする教員人事制度検討WGを設置し、教員の業績評価制度について検討を開始した。</p>
<p>【42】 ①ーオ 多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。</p>	<p>【42】 年俸制について、適正な業績評価体制を構築するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員の年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な教員の確保による教育研究活動の活性化を目的として、平成 26 年度中に 12 名の適用を目標とした年俸制の導入に向けて、在職者及び新規採用者に対して、制度説明会や個別相談を実施し、年俸制適用職員の募集を行った結果、平成 27 年 4 月までに、7 名の教員に年俸制を適用することを決定した。 <p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【42】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年俸制適用教員の業績について、学長及び理事（副学長）が、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営・その他」の 4 つの業務領域において 37 項目の観点から評価するとともに、業績目標の設定時や業績評価実施時等に合計 3 回の面談を行うきめ細かい業績評価制度を構築した。業績評価の結果は、評価の区分に応じて翌年度の業績年俸に適切に反映させる仕組みとなっている。 在職者及び新規採用者を対象に、引き続き、計画達成に向け積極的な年俸制適用職員の募集を行った結果、平成 28 年 4 月からさらに 3 名の教員が年俸制適用教員となることを決定した。
<p>【43】 ①ーカ 教育研究組織の再編成等を見据え、現行の教育課程を見直し、新たな教育課程の構築を行うための教育研究組織の整備に向けた調査を行う。</p>	<p>【43】 教育課程を見直し、新たな教育課程の構築を行うための教育研究組織の整備に向けた調査を行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>(本計画に係る取組は平成 26 年度から開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな教育課程の構築及び教育研究組織の見直しを見据え、以下の調査等を実施し、平成 27 年度からの「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の開始、「グローバル戦略推進センター」の設置を決定した。 <ol style="list-style-type: none"> 国内の他大学の訪問調査・意見交換 海外協定校訪問及び海外インターンシップの構築に向けた調査（6 カ国 6 大学） 学生へのアンケート調査（「グローバルマネジメント副専攻プログラム」導入への関心） 道内他大学連携のための訪問調査（詳細については、特記事項（22, 23 ページ）参照）
	<p>【43】 教育課程を見直し、新たな教育課程の構築を行うための教育研究組織の整備に向けた調査を行う。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【43】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな教育課程の構築と教育研究組織の整備に向けた取組として、以下の調査を実施した。 <ol style="list-style-type: none"> 前年度に行った調査結果を踏まえ、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を導入した。このプログラムの中心となる学生の海外留学における受入先を開拓するため、海外大学を訪問し調査を行い、海外における教育環境を整備のうえ、「アジア・オセアニア事情」及び「アメリカ事情」を開講し、学生を派遣した。 北海道内理工系他大学との文理融合型大学間連携を進めるために、学長が関係大学を訪問し意見交換を行った。その結果、帯広畜産大学との間で和牛の品質表示に関する共同研究を開始し、平成 28 年 3 月に共同シンポジウムを開催した。 平成 27 年 4 月に設置した「グローバル戦略推進センター」に、前年度の調査を踏まえ、実践的な教育方法の開発、学生国際交流及び産学官連携の業務を集約し、教育研究支援の機能を強化した。さらに、これまでこれらの業務

			<p>を担っていた教育開発センター、国際交流センター、ビジネス創造センターを平成 28 年度から廃止し、<u>学術国際業務を推進するため、その機能を「グローバル戦略推進センター」から切り離し、新たに学長直属の「国際連携本部」を設置することを決定した（平成 28 年 4 月設置）。</u> （詳細については、特記事項（23 ページ）参照）</p>	
<p>【44】 ②ーア 男女共同参画に関する法令を遵守し、ワークライフバランスとジェンダーバランスの改善に取り組む。</p>		III	<p>（平成 22～26 年度の実施状況概略） <男女共同参画の推進> ・男女共同参画に積極的に取り組むための「男女共同参画基本方針」及び教職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための「育児休業等取得者の代替措置に係る申合せ」を策定するとともに、育児支援のための各種制度をまとめたパンフレットを作成し、全教職員に周知した。 ・新たに「男女共同参画推進委員会」を設置し、「小樽商科大学男女共同参画への取り組み」を策定するとともに、第二期一般事業主行動計画を策定するなど、男女共同参画を推進させた。 <ワークライフバランスの改善> ・お盆時期に「一斉休業の日」を実施するため、3 日間の特別休暇を新設するとともに、長期休暇の取得に向けた年次休暇の計画的取得を促進し、ワークライフバランスの向上を図った。 ・毎週水曜日を「定時退勤日」及び毎週金曜日を「早期退勤日」とするなどの取組を徹底し、<u>超過勤務時間を平成 26 年度において前年度比 14%削減し、ワークライフバランスの改善を推進した。</u></p>	
	<p>【44】 男女共同参画推進委員会を中心として、男女共同参画の取組を推進する。</p>	III	<p>（平成 27 年度の実施状況） 【44】 <男女共同参画の推進> ・学内のニーズ調査結果を基に、「男女共同参画推進委員会」で「託児支援制度」について検討し、<u>実施要項を策定した。</u>本制度では、休日の入試業務や出張時に教職員が託児施設やベビーシッターを必要とする際に、年間 6 万円を上限として利用料を補助する制度であり、平成 27 年度は、<u>教員 1 名の利用実績があった。</u> <ワークライフバランスの改善> ・ワークライフバランスの改善に資するため、以下の取組により、<u>超過勤務時間の対前年度比 7%削減を達成した。</u> ①管理職用の時間外労働削減マニュアルの作成・配付 ②時間外労働削減に関する課長会申し合わせの作成 ③時間外労働管理簿の作成・配付 ④課長会による周知・徹底 ・また、年次休暇取得促進のため、新たに年末の 12 月 28 日を年次休暇取得促進日と定め、年次休暇の取得促進を図った。</p>	
			<p>ウェイト小計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ② 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標 ① 事務組織を再編し、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【45】 ①ーア 事務処理の効率化・合理化を実施するため、「小樽商科大学事務組織・機能の再構築」（基本方針、平成 19 年 6 月学長・理事・副学長・事務局長連絡協議会了解）に基づき、事務組織の再構築を行う。		IV		(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・平成 24 年度に導入した「プロジェクトチーム制」により、①経営系専門職大学院（アントレプレナーシップ専攻）10 周年記念事業準備事務局，②チーム「商大くんがいく！」（公式ブログチーム），③内部監査チームを構成し、課を超えて業務を行うなど、課・室の間に生じる縦割りの弊害を排除するとともに、柔軟かつ効率的な人的資源配分が可能となった。 ・大学改革に資する事務組織の再編成、最適な人的資源配分、事務処理の効率化等を実現するため、平成 26 年 10 月に事務組織の改組を実施し、これまで分散していた課・室の場所を集約して人的資源の集中及び連携強化を図り、課長ポストを現行の 8 名から 7 名に削減するなど、事務組織の効率化・合理化を図った。 （詳細については、特記事項（21 ページ）参照）		
	【45】 平成 26 年度に実施した事務組織再編の効果を検証し、本学の機能強化に資する取組を推進できる事務体制を構築する。	IV		(平成 27 年度の実施状況) 【45】 ・前年度の事務組織の再編により、①目標・計画策定と予算面を一体的に扱う企画戦略課による大学改革の戦略的な推進，②教務課と学生支援課による一元的な学生サービスの提供，③産学官連携支援と研究支援を一体的に扱う学術情報課による教育研究支援機能の充実が図られる体制が構築され、本学の機能強化に資する取組を推進できる事務体制となった。 ・補助金や受託事業等の申請にあたり、企画戦略課が中心となり企画面・予算面双方から調書の作成やサポートを行った結果、大学教育再生加速プログラム，経済産業省補助事業，観光庁受託事業に採択されるなど、外部資金獲得につながった。また、第 3 期中期目標・中期計画について企画戦略課を中心に各部局が連携して取り組んだ結果、運営費交付金の重点支援において最高評価を得た。 （詳細については、特記事項（21 ページ）参照）		

<p>【46】 ①ーイ 事務処理の効率化・合理化について、教育研究及び社会貢献等に関する本学の基本的目標への寄与の観点から検証する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手職員の企画・立案による自主研修を実施し、職員自らが個々の事務処理能力の向上を図るなど、業務効率化に資する取組を展開した。 ・平成 26 年度に実施した事務組織の改組により、以下のような合理化・効率化が図られている。 <ul style="list-style-type: none"> ①企画戦略課における大学改革構想の検討において、<u>予算面や外部資金獲得を視野に入れた戦略の検討ができる体制</u>となった。 ②「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の企画・運用において、<u>学生サービスのワンフロアー化により、教務課と学生支援課国際交流室との連携が従前より密に行える体制</u>となった。 ③事務組織の再編に伴い業務の見直しを推進し、複数課に跨っていた<u>旅費支払手続き及び共済事務の一元化</u>を行い、業務の効率化が図られた。 	
<p>【46】 本学の機能強化に資する改革を推進するために、事務処理の効率化及び合理化を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【46】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の機能強化に資する改革を推進するため、大学経営 IR の取組の一環として、全課協力体制により、認証評価に係る自己評価書の作成に必要なデータ収集、法人評価での活用に向けた大学ポータルへの大学情報入力のためのデータ収集を行うとともに、研究者総覧システムの改修による教員業績評価の情報収集体制を整備した。また、<u>第 3 期中期目標・中期計画期間における経営 IR を推進するにあたり、事務処理の効率化・合理化に資することを目的として、「第 3 期中期目標・中期計画実行マニュアル及び基礎データ集」の作成に着手し、項目の整理等を行った。</u> 	
		<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

■学長のリーダーシップを実現するための組織的な取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○大学改革推進室等の設置【計画番号 38・39】

・学長のリーダーシップを最大限に発揮し、大学改革を実行するための戦略立案組織として学長を長とする「大学改革推進室」を設置し、大学の使命・ビジョンの明確化や大学改革戦略の企画構想を進めた。また、大学改革を見据えた将来構想の企画原案の作成等を全学的に行うことを目的として、学長を長とし、学科長・専攻長等により構成される「将来構想委員会」を設置した。これらの連携による検討・実施体制により、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入や「グローバル戦略推進センター」の設置といった教育改革及び教育研究組織改革の議論が円滑に進められ改革構想の実現に至った。

○学長特別補佐の拡充【計画番号 39】

・本学の機能強化に資するアクティブラーニング、語学教育におけるブレンデッドラーニング、「COC 事業」における地域志向教育研究の推進、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入などの各種取組を推進するために、学長のリーダーシップの下、平成 26 年度には、「学長特別補佐」を平成 25 年度の 1 名から 7 名に拡充して、各取組の責任者に指名し全学的な位置付けの下で推進する体制を構築した。

○役員等懇談会と課長会の連携体制【計画番号 39】

・学長、理事、副学長及び事務局長による「役員等懇談会」、事務局長と事務局各課長による「課長会」を週に 1 回定例で同日開催することとしており、役員等懇談会で議論された役員等の方針を、課長会を通じて迅速に事務局の担当各課で共有するとともに、直ちに事務的な検討を開始することができる体制を構築し、学長のリーダーシップを迅速に発揮できる連携体制を築いている。

○事務組織改革【計画番号 45】

・大学改革に資する事務組織の再編成、最適な人的資源配分、事務処理の効率化等を実現するため、「事務組織検討委員会」及び「事務組織検討実務者ワーキンググループ」を設置し、新たな事務組織体制について検討を進め、事務組織の改組を実施した。企画戦略課を新設するとともに、学務課を機能別に教務課と学生支援課に分離し、これまで分散していた課・室の場所を集約して人的資源の集中及び連携強化を図るとともに、課長ポストを現行の 8 名から 7 名に削減するなど、事務組織の効率化・合理化を図った。

【平成 27 事業年度】

○「グローバル戦略推進センター」の設置【計画番号 38】

・グローバルな視点から地域経済の発展に貢献できる人材（「グローバル人材」）を育成する本学のミッションを実現するための新たな全学的教育研究支援組織として、「グローバル戦略推進センター」（センター長は学長）を設置した。本センターは、既存の教育開発センター、国際交流センター、ビジネス創造センターの機能を連携・融合させ、学長のリーダーシップの下、本学が目指す教育・研究、産学官連携及び他大学連携の全学的な支援を行う組織である。

○学長のリーダーシップを発揮した機能強化戦略の推進【計画番号 39】

・「大学改革推進室」において学長が掲げる機能強化戦略を構想し、「グローバル戦略推進センター」及び「学長特別補佐」が中心となり、グローバルマネジメント副専攻プログラムの導入、北海道内理工系他大学との文理融合事業、アクティブラーニングの全学的展開や地域志向教育の体系化等の取組を展開し、第 3 期中期目標・中期計画期間の機能強化戦略の基礎となる成果を上げた。

○事務組織改革【計画番号 45】

・平成 26 年度に実施した事務組織の再編の結果、①目標・計画策定と予算面を一体的に扱う企画戦略課による大学改革の戦略的な推進、②教務課と学生支援課による一元的な学生サービスの提供、③産学連携支援と研究支援を一元化した学術情報課による教育研究支援機能の充実が図られる体制となった。特に、補助金や受託事業等の申請にあたり、企画戦略課が中心となり企画面・予算面双方から申請書類の作成サポートを行うことにより、大学教育再生加速プログラム、経済産業省補助事業、観光庁受託事業に採択されるなど、外部資金獲得につながった。また、第 3 期中期目標・中期計画について企画戦略課を中心に各部署が連携して取り組んだ結果、第 3 期中期目標・中期計画期間における運営費交付金の重点支援において最高評価を得るなど、事務組織改革の成果が顕著に表れた。

■職員を中心とした能力開発、業務効率化及び大学活性化の取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○学外で開催される SD 研修会【計画番号 40】

・国立大学協会主催の若手職員勉強会の他、国立大学一般職員会議、道内国公立大学を対象とした SD 研修会等の学外で開催される SD 研修会に毎年度継続的に職員を派遣し、職員の資質向上に努めている。また、毎年研修成果報告会を開催し、広く職員に還元する仕組みを構築することにより、翌年以降の SD 活動参加を促す好循環を作り出すことができている。

○学内における SD 研修・教職協働による SD 研修【計画番号 40】

- ・新入生を対象とした合宿研修「ルーキーズ・キャンプ」に若手職員を SD の一環として参加させ、教員と職員が学生へのコーチングを行うなど「教職協働」を実現した。また、毎年開催している「教職員学生指導研究会」において、教員と事務職員が学生指導をテーマにグループワークを行う等、教員と職員の距離が近い小規模大学ならではの教職協働の FD・SD 活動に取り組んでいる。これら学内外で行われている継続的な SD 活動の成果として、道内外の他大学が主催する SD 研修会より依頼を受け、延べ4名の職員を「講師」として派遣するなど、一定の成果を上げている。
- ・若手職員の企画・立案による自主研修「商大職員による商大のための商大 LvUP（第1弾）」を実施し、大学全体の問題点を整理・分析して改善策を検討する等、職員自らが個々の事務処理能力の向上を図るとともに、研修成果の学内共有を図り、業務効率化にかかる独自性のある研修を展開した。
- ・本学の目標・存在価値を理解し、組織変革に資する職員の育成とその組織風土作りを目的として実施された自主研修「商大職員による商大のための商大 LvUP（第2弾）」において、「地域連携」、「受験生確保」、「研究戦略」、「教育改善」、「組織力」の5つのテーマについて戦略が立案され、「戦略提案会」において役員に12の戦略提案が行われた。なお、戦略策定段階で開催された意見交換会には、役員及び教職員が所属部署・役職を超えて幅広く参加し、自由かつ多角的な視点での討議が行われた。また、提出された提案書については、教育開発センター改革の検討材料として扱われるなど、本学の各取組において幅広く活用された。
- ・本学が目指すべき地域志向の大学についての理解を深め、職員一人一人の意識向上を図ることを目的とした SD 研修会を開催した。また、教職協働の研修会「教職員学生指導研究会」においては、地元自治体（小樽市）の職員を講師とし、地域における教育活動の可能性及びリスク等についてグループワーク及びディスカッションを行うことで、地域と協働する教育のあり方について知見を深めた。

【平成 27 事業年度】

○他大学との連携による SD 研修【計画番号 40】

- ・平成 26 年度に学校法人北海学園との間で締結した「職員交流（SD 研修）に関する覚書」に基づき、3名の職員を派遣し、寄附金の受入れやキャリア支援に係る業務改善に資する意見交換等を行った。本取組は、国立大学とは異なる私立大学における業務改善の取組に触れることにより、職員の日常業務における業務に対する意識改革を促すきっかけとなる等の成果が上がっている。

○職員のニーズに基づいた SD 研修【計画番号 40】

- ・本学のミッション達成に資する SD の充実を図ることを目的として、全職員を対象に学内 SD 研修のニーズ調査を行い、職務に有用であると考えられるものを選定し、SD の一環として新たに以下の取組を実施した。
- ①事務職員の語学力向上を目的として、英会話教室を受講させ、受講料を全額補助し、受講者には TOEIC テストの受験を義務付けた（計9名受講）。
- ②事務職員の職務に関連する各種資格試験に係る教材の貸与、受験料の全額補助を実施した。特に、地域志向の取組といえる「おたる案内人検定」試験や、

語学力向上に向けた TOEIC テストに関する補助は、本学のミッションに資する取組といえる。

③事務職員のパソコンスキルアップを目的とした学内での外部講師による Excel, PowerPoint 研修（計2日、延べ45名受講）

以上の研修の実施により、職員の自主的な学びを促すきっかけとなり、職員の資質・能力向上に寄与した。

- ・また、新たに、経営者である本学 OB を講師とした SD 研修会や、平成 28 年 4 月からの「障害者差別解消法」への対応を視野に、「障害者差別解消法と大学における障がい学生支援」をテーマとした SD 研修会を実施するとともに、地域志向の大学の取組として、「地方創生シンポジウム」を SD 研修として位置付け、職員を参加させた。

■多様な人材を確保するための人事・給与システムの弾力化の取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○年俸制の導入【計画番号 42】

- ・多様な教員の確保による教育研究活動の活性化を目的として、平成 26 年度中に 12 名の適用を目標とした年俸制の導入に向けて、在職者及び新規採用者に対して、制度説明会や個別相談を実施し、年俸制適用職員の募集を行った結果、平成 26 年度中に4名、また、平成 27 年4月からさらに3名に年俸制を適用することを決定した。

【平成 27 事業年度】

○年俸制の業績評価制度の設計【計画番号 42】

- ・年俸制適用教員の業績について、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営・その他」の4つの業務領域において 37 項目の観点から評価し、業績目標の設定時や業績評価実施時等に合計3回の面談を行い、学長及び理事（副学長）が評価を行うきめ細かい業績評価制度を構築した。業績評価の結果については、業績評価の区分に応じて翌年度の業績年俸に適切に反映させる仕組みとなっている。
- ・在職者及び新規採用者を対象に、引き続き、計画達成に向け積極的な年俸制適用職員の募集を行った結果、平成 28 年4月からさらに3名の教員が年俸制適用教員となることを決定した。

■新たな教育課程の構築及び教育研究組織の整備に係る調査等の取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○新たな教育課程の構築と教育研究組織の整備に向けた調査【計画番号 43】

- ・「グローバル人材」を育成するための海外協定校と連携した教育環境の創出を目指し、オタゴ大学（ニュージーランド）、バブソン大学（アメリカ）、ウィーン経済大学（オーストリア）、ベルリン経済・法律大学（ドイツ）、ベトナム国家大学ホーチミン市国際大学（ベトナム）、マラヤ大学（マレーシア）等と協議・調整を行い、平成 27 年度から「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を中心とした海外大学研修プログラムの実施を決定するとともに、平成 27 年 3 月

には、マラヤ大学と相互理解覚書の締結に至った。

- ・また、「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の運用、国際交流、アクティブラーニング等の教育方法の開発、産学官連携を、全学的教学マネジメントのもとに一体的に推進する教育研究支援組織として学長を長とする「グローバル戦略推進センター」の設置を決定した（平成 27 年 4 月設置）。

【平成 27 事業年度】

○新たな教育課程の構築と教育研究組織の整備に向けた取組【計画番号 43】

- ・前年度に実施した調査結果を踏まえ、「グローバル人材」育成を目的とした新たな学科横断型の教育課程「グローバルマネジメント副専攻プログラム」を導入した。このプログラムの中心となる学生の海外留学（「事情科目」として単位化）における受入先を開拓するため、レスリー大学（アメリカ）、オタゴ大学（ニュージーランド）、マラヤ大学（マレーシア）を訪問し調査・協議を行い、海外における教育環境を整備のうえ、「アジア・オセアニア事情」及び「アメリカ事情」を開講し、学生を派遣した。
- ・北海道内理工系他大学との文理融合型大学間連携を進めるために、学長が関係 3 大学を訪問し先方の学長と意見交換を行った。その結果、帯広畜産大学との間で和牛の肉質判定に関する共同研究を開始し、平成 28 年 3 月に共同シンポジウム「国際化時代における肉用牛肉質改良の展望」を開催した。
- ・平成 27 年 4 月に設置した「グローバル戦略推進センター」に、前年度の調査を踏まえ、実践的な教育方法の開発、学生国際交流及び産学官連携の業務を集約し、教育研究支援の機能を強化した。さらに、これまでこれら業務を担っていた教育開発センター、国際交流センター、ビジネス創造センターを平成 28 年度から廃止し、学術国際業務を推進するため、その機能を「グローバル戦略推進センター」から切り離し、新たに学長直属の「国際連携本部」を設置することを決定した（平成 28 年 4 月設置）。

2. 共通の観点に係る取組状況

（業務運営の改善及び効率化の観点）

■戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。〈観点 1-1〉

○学長のリーダーシップに基づく戦略的な予算配分

- ・学長の裁量により大学の戦略的・重点的な事業を機動的に実施することを目的として、平成 25 年度に「学長裁量経費」を措置し、①教育、研究、地域・社会貢献を推進するための「学内公募プロジェクト経費」、②全学的な政策を遂行するために必要となる事業に対し重点的に措置する「全学的政策推進経費」を計上し、経費配分を行った。
- ・平成 26 年度からは、学長のリーダーシップにより、本学の大学改革に結実する機能強化に向けた施策の推進に重要な事業について、重点的な資金配分を行うものとし、名称を「学長政策経費」に改め、基本方針を制定したうえで、①実学教育・地域志向型教育研究を促進するための「学長政策経費（学内公募事業分）」、②学長のリーダーシップにより、大学改革を着実に実施するために必

要となる施策を実現するための「学長政策経費（学長政策分）」を計上し、資金配分を行っている。

- ・平成 27 年度からは、より戦略的な財政運営を行うため、「特別事業費」の計上を取りやめ、学長のリーダーシップにより機能強化を着実に実施できるよう「学長政策経費」に一本化し、予算の執行状況に基づく財務見通しを複数回作成し、確保可能な財源を繰り入れて、本学の機能強化推進のための事業等を実施した。
- ・「学長政策経費（学内公募事業分）」については、コンセンサスの確保に留意し、学内外の会議体での審査を経て配分を決定している。特に、地域志向型教育研究を促進するための経費の採択審査においては、地域の声を含めた公正な審査とするため、地域における外部有識者を審査委員に加え、学内者との比率を 1 対 1 にするなど、業務運営の活性化を図っている。

○定員管理の方針

- ・中長期的な財政シミュレーションに基づき、将来構想委員会で検討を行い、今後策定する新たな教育研究組織・教育課程の再編に備え、平成 25 年度より「専任教員・常勤職員の定員管理の方針」に基づき、専任教員及び事務職員が定年退職した場合には原則として後任補充を留保することを決定した。また、採用を留保した人員のうち、数名を全学運用分（大学改革に必要な人員）としてプールし、今後の財政状況を判断のうえ再配置することとした。平成 27 年度には、大学教育への影響を最小限に止めるため、各学科等における不補充目標数を設定した。

■外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。〈観点 1-2〉

○外部有識者の積極的活用

- ・経営協議会学外委員からの意見については、「経営協議会学外委員からの提言・質問等及びそれらに対する大学側の対応」として本学 web サイトに公表しており、外部有識者からの意見を大学運営に積極活用する体制を構築している。平成 25 年度以降の具体例については、次のとおり。
- ①平成 25 年度開催の経営協議会では、カリキュラムの内容について意見があったことを踏まえ、教育研究組織やカリキュラム改革について検討を進めるために、新たに将来構想委員会を設置し、本委員会において、「グローバル人材」を育成する新たな教育プログラムをはじめとした教育改革及び教育研究組織改革の検討を進め、平成 27 年度において「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の導入、「グローバル戦略推進センター」の設置に結実した。
- ②平成 27 年度開催の経営協議会では、より多様な受験生確保のために、北海道外の試験場設置についての意見を受け、毎年高校訪問を行い担当教諭と意見交換を重ねてきた東北地方に、本学に対するニーズが確認されたことや、今後の入試改革の方向性を考慮し、平成 29 年度入試において青森試験場を開設することとした。

○監査機能の充実

- ・監事、監査法人、経営監査室及び大学トップの協議の正式な場として、「監査連絡会」を設置し、情報交換と情報共有を図ることにより、三様監査における三者の役割・位置付けを明確にするとともに、効率的かつ実質的な監査のあり方について議論を深めた。平成 27 年度より、監査連絡会を年 2 回（6 月・1 月）の開

催とし、相互に情報を共有し、監査計画及び監査実施に反映させ、効率化を図った。具体的には、6月の監査連絡会では、前年度の監査報告を基に次年度監査計画の立案に向けて情報交換・情報共有を図り、1月の監査連絡会では、学長・理事（総務財務担当副学長）を加え、より実質的な意見交換のもと、効率的な監査を実施した。

・また、監事が役員会・経営協議会、「コーディネーター・カンファレンス」へ出席し、組織目標の達成状況を把握・助言するなど、法令遵守及び内部統制の視点から積極的な監査を行っている。平成25年度からは、さらに、学部・大学院合同教授会や教育研究評議会に出席して、大学改革の推進状況・実施体制について、監査を実施し、役員会及び監査連絡会においても報告がなされ、大学改革の方向性を踏まえた監査が実施されている。

・監事からの指摘・提言等を受け、法人運営への活用を図った事例は以下のとおり。

①教育改革、教育研究組織改革の取組を進めるにあたっての学長サポート体制の整備に向けた取組、大学改革に資する事務組織体制の構築を注視していくとの提言を踏まえ、「大学改革推進室」の設置による学長サポート体制の整備、並びに事務組織改組による大学改革の戦略的な推進、一元的な学生サービスの提供、教育研究支援機能の充実を図る体制整備を行った。

②新たな教育プログラムの運用、産学官連携等を支援するための組織横断的な運営体制、教員と職員の協働体制の構築について注目するとの提言を踏まえ、既存の教育開発センター、国際交流センター、ビジネス創造センターの機能を連携・融合させた全学的な教育研究支援組織として学長を長とする「グローバル戦略推進センター」を設置した。

・内部監査における指摘を受け、法人運営への活用を図った事例は以下のとおり。

①学生への謝金支出に係る出勤確認のルールを徹底した。

②学生のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、メンタルヘルスセミナーを開催し、UPI (University Personality Inventory) テスト、ストレスチェックを実施した。

③ハラスメント相談室の苦情相談体制の充実のため、女性相談員の増員、相談室対応マニュアルの改訂を行った。

④学生何でも相談室の学生休業期間中の相談体制充実のため、臨時開室日を設けるとともに、開室日以外でも保健管理センターで相談対応等を行った。

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標 ① 外部研究資金獲得のための既存組織を点検し、競争的資金等の増額に取り組む。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【47】 ①ーア 外部研究資金獲得のための既存組織を点検し、科学研究費補助金の申請率45%以上を維持するなど、競争的資金等の獲得に効果的な組織を整備する。	/	III		<p>（平成 22～26 年度の実施状況概略）</p> <p>< 科学研究費助成事業の申請率向上に向けた取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費助成事業の申請率向上に向けて、学内説明会の開催、審査委員経験者との意見交換、申請書類作成手引きの配付、申請書見本の閲覧、書籍の貸し出し等の取組を実施し、<u>中期計画に掲げた申請率 45%以上を維持しており、平成 23 年度以降は 50%以上の申請率となっている。</u> <p>< その他外部資金の獲得に向けた取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ビジネス創造センターでは、「開放型知的プラットフォームによる連携事業」において、産学官連携ネットワークの拡大を図るとともに、提携コンサルタント制度を導入したビジネスサポート体制を整備し、<u>共同研究・共同プロジェクトの拡充につながっている。</u> 		
		III		<p>（平成 27 年度の実施状況）</p> <p>【47】</p> <p>< 科学研究費助成事業の申請率向上に向けた取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 科学研究費助成事業の申請率向上に向けた取組を継続実施することにより、<u>第 2 期中期計画期間中最高の申請率（55.6%）を達成した。</u> 科学研究費助成事業研究活動スタート支援に不採択となった教員 3 名に対し、それぞれ 50 万円の研究助成を行った。また、学術研究助成基金助成金及び科学研究費助成事業の更なる獲得に向け、<u>申請教員に対するインセンティブについて検討を開始した。</u> <p>< その他外部資金の獲得に向けた取組 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官連携拠点であるビジネス創造センターが、経営系専門職大学院・修了生との連携及び提携コンサルタントの増員等の体制強化を図った結果、<u>ビジネスサポートの相談件数は大幅に増加し、過去最高の 40 件を達成した。</u> さらに、<u>本学経営系専門職大学院の経営人材育成教育のノウハウ、ビジネス創造センターの産学官連携ネットワークを生かすことで、経済産業省及び観光庁からの事業の受託・実施につながった。</u> 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・新設した「グローバル戦略推進センター」に「研究マネジメント支援室」を設置し、外部資金獲得も含めて、一元的に研究支援を行うとともに、平成 28 年度から科学研究費助成事業の間接経費を研究支援に充てることを決定した。 	
<p>【48】 ①ーイ 「教育研究振興」のための基金制度を導入し、募金活動を行う。</p>	IV	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学創立百周年記念募金の募金活動を展開し、約 1 億 1000 万円の募金を達成し（当初の募金目標額：1 億円）、本募金の一部を財源として、「<u>教育振興基金</u>」を設立し、学生の正課・課外活動、国際交流活動、地域貢献活動等といった教育活動を財政支援する体制を整備した。また、寄附金の獲得増に向け、保護者に対して入学手続き時に寄附への協力を依頼する等募金活動を推進した。 ・サバティカル研修制度の導入を機に、本学後援会からの寄附金を財源とし、海外で研修を行う教員に対し、毎年 2 名を上限に、1 名当たり 100 万円の助成を行う制度を設けた。 (詳細については、特記事項 (30 ページ) 参照) 	
	<p>【48】 教育振興基金の募金活動を推進し、学生活動の支援を充実する。</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>IV</p> <p>【48】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育振興基金」について、趣意書のリーフレットの配付、広報誌へ基金の執行状況の掲載を行う等、広報活動に注力し募金活動の強化を図った結果、<u>寄附額は前年度比 20%増</u>となった。 ・「グローバルマネジメント副専攻プログラム」における海外留学を支援するため、本学 OB からの寄附により将来 10 年間にわたって、毎年 60 名の学生に授業料・渡航費・宿泊費の支援を行う給付型の奨励金である「<u>佐野力海外留学奨励金</u>」を創設した。 ・平成 25 年度に、個人や団体からの寄附金受入れの拡充を図るために創設した名誉校友制度及び感謝状授与制度の活用により、<u>個人・団体からの寄附の拡大に寄与</u>している。 (詳細については、特記事項 (30 ページ) 参照) 	
		ウエイト小計	
		ウエイト総計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	(1)人件費の削減
	① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
	(2)人件費以外の経費の削減
	① 本学の財政の健全化のため、さらなる経費の抑制及び削減に向けた取組を行う。

中期計画	平成27年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【49】 ①ーア 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	【49】 計画なし(24年度で終了)	III		(平成22~26年度の実施状況概略) ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき定められた総人件費の削減目標について、平成22年度、平成23年度ともに達成した。		
		III		(平成27年度の実施状況) 【49】 計画なし(24年度で終了)		
【50】 ①ーア 経費の抑制等に向けた一層の努力を行うとともに、教育研究及び社会貢献等に関する本学の基本的目標に沿った戦略的な財政運営を行う。		IV		(平成22~26年度の実施状況概略) <経費の抑制に向けた取組> ・「北海道地区国立大学法人等の共同調達」に参加し、仕様書の作成や入札等の調達業務の軽減と効率化を図るとともに、 <u>スケールメリットを活かした更なる経費の削減</u> を図っている。 ・ <u>タブレット型端末を活用することにより</u> 、 <u>会議資料のペーパーレス化を進め</u> 、一部の教授会においてもペーパーレス化を促進し、経費節減に努めた。 <戦略的な財政運営> ・中長期的な財政シミュレーションに基づき検討を行い、財政状況の改善に向け物件費等の不断の見直しを行うことを目的として、全教職員に対し学内事業の見直しに関するアンケート調査を行い、見直しの対象となった事		

		<p>業については、<u>学外者を含めた意見聴取会（事業仕分け）</u>により取扱いを決定し、平成 26 年度予算編成において、<u>約 1,300 万円の経費削減</u>につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な財政シミュレーションを定期的実施し、今後策定する新たな教育研究組織・教育課程の再編に備え、平成 25 年 5 月より<u>専任教員及び事務職員が定年退職した場合には原則として後任補充を留保することを決定し、人件費の抑制に努めた。</u> ・「学長政策経費の基本方針」を策定し、「学長政策経費」を、機能強化を推進するための「学内公募事業分」と、学長のリーダーシップを発揮するための「学長政策分」に区分し、<u>全学的に推進する事業への重点的な資源配分</u>を行った。 (詳細については、特記事項 (30 ページ) 参照) 	
	<p>【50】 長中期的な財政シミュレーションに基づいた財政運営を行うとともに、効果的な予算配分や財務関係手続きを見直し、経費の抑制及び削減を図る。</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>IV 【50】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より戦略的な財政運営を行うため、「特別事業費」の計上を取りやめ、学長のリーダーシップにより<u>機能強化を着実に実施できるよう「学長政策経費」に一本化した。</u> ・「学長政策経費」について、予算の執行状況に基づく財務見通しを平成 27 年 10 月及び 12 月に作成し、確保可能な財源を繰り入れて、本学の機能強化推進のための事業等を実施した。 ・中長期的な財政シミュレーションに基づき平成 25 年 5 月に決定した<u>専任教員定年退職者の後任補充留保に上限を設ける「教員における定年退職後の不補充に関する方針」</u>を決定するとともに、教育への影響を最小限に食い止めるため、平成 28, 29 年度について、全学共通の寄附金の活用も視野に入れ、必要となる非常勤講師人件費を確保することとした。 (詳細については、特記事項 (30, 31 ページ) 参照) 	
		ウェイト小計 ----- ウェイト総計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標 ① 資産の適正な運用管理を図り、有効利用及びスリム化について組織的な取組を行う。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【51】 ①ーア 資産の運用状況を点検するとともに、資産運用計画を策定し、適正な運用管理を図る。	【51】 遊休資産について、「資産の適正な管理又は処分の方針」に基づき、適正な管理又は処分を行う。	III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） < 余裕資金の運用 > ・他大学との連携によるスケールメリットにより高利率が期待できる北海道地区国立大学法人の共同資金運用（J ファンド）を中心に資金運用を行っている。 ・過去の実績に基づくリスク管理を行ったうえで、資金状況により本学独自に定期預金を預け入れるなど資金を効率的に運用している。 < 遊休資産の管理 > ・本学の遊休資産の運用・管理方針について検討を進めた結果、 <u>宿舍用地の一部を譲渡する決定をし、重要な財産の譲渡計画に該当するため中期計画変更の申請を行い、認可された（平成 24 年度）。</u> ・平成 25 年度に既に売却の公示を行っている緑 1 丁目宿舍の土地の一部と外国人教師宿舍に加え、緑 1 丁目 26 番地の宿舍についても、一般競争による売却実施の公示を平成 27 年 3 月に実施した。		
		III		（平成 27 年度の実施状況） 【51】 ・売却を予定していた入船宿舍用地と緑 1 丁目 26 番地の宿舍用地について、一般競争入札により緑 1 丁目 26 番地の宿舍用地の売却が決定した。なお、入船宿舍用地については、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、引き続き売却手続きを進めることとしている。		
				ウェイト小計		
				----- ウェイト総計		

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

■外部資金等の獲得に向けた組織的な取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○創立百周年記念募金活動及び教育振興基金の設立【計画番号 48】

・創立百周年記念募金推進会議のもと、学長をトップとして創立百周年記念募金の募金活動を展開し、法人、市民、同窓会、教職員、在学生の父母等からの寄附を受け、約 1 億 1000 万円の募金を達成した（当初の募金目標額：1 億円）。さらに、本募金の一部を財源として、「教育振興基金」を設立し、学生の正課・課外活動、国際交流活動、地域貢献活動等といった教育活動を財政支援する体制を整備した。また、保護者からの寄附金の獲得増に向け、基金設立の趣旨・収支報告等を記載したリーフレットの保護者等への配付、web サイトでの公開を行うとともに、保護者に対して入学手続き時に寄附への協力を依頼する等募金活動を推進した。

【平成 27 事業年度】

○個人からの寄附金の獲得増に向けた取組【計画番号 48】

・「教育振興基金」について、趣意書のリーフレットの配付、広報誌「学園だより」へ基金の執行状況の掲載を行う等、広報活動に注力し募金活動の強化を図った。また、本学 OB への積極的な広報活動として、同窓会が OB に発送する広報誌「緑丘」に、リーフレットを同封し PR を行い、募金活動の強化を図った。これらの取組の結果、寄附額は前年度比 20% 増となった。

・「グローバルマネジメント副専攻プログラム」における海外留学を支援するため、本学 OB からの寄附により将来 10 年間にわたって、毎年 60 名の学生に授業料・渡航費・宿泊費の支援を行う給付型の奨励金である「佐野力海外留学奨励金」を創設した。

・平成 25 年度に、個人や団体からの寄附金受入れの拡充を図るために創設した名誉校友制度及び感謝状授与制度の活用により、称号を授与された者は、平成 27 年度末までに 5 名、また感謝状を授与された者は 5 名となり、個人・団体からの寄附の拡大に寄与している。

■経費の抑制に関する組織的な取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○経費削減に係る取組【計画番号 50】

・「北海道地区国立大学法人等の共同調達」に参加しており、既に実施していた「トイレットペーパー」、「コピー用紙」、「複写サービス」の他に、平成 26

年 4 月から新たに「燃料（ガソリン、軽油）」の共同調達を実施した。このことにより仕様書の作成や入札等の調達業務の軽減と効率化を図るとともに、スケールメリットを活かした更なる経費の削減を図っている。

○機能強化に向けた戦略的な予算編成【計画番号 50】

・本学の大学改革（機能強化）の方向性に沿った予算配分を行うため、「当該予算を通じて本学の大学改革（機能強化）の実現可能性を高めること」、「学長のリーダーシップを高めること」を踏まえ、「学長政策経費の基本方針」を策定し、予算額を拡大した。当該経費については、大学改革（機能強化）を全学的な取り組みとして推進することを目的とする「学内公募事業分（3,500 万円）」と、学長のリーダーシップを発揮するための「学長政策分（3,000 万円）」に区分した。これにより、本学が全学的に推進する実学教育及び地域志向型教育研究を促進するための事業、大学改革に結実する機能強化に向けた施策の推進に必要な事業への重点的な資源配分を行った。

○財政シミュレーションに基づく戦略的な財政運営【計画番号 50】

・中長期的な財政シミュレーションに基づき検討を行い、財政状況の改善に向け物件費等の不断の見直しを行うことを目的として、全教職員に対し学内事業の見直しに関するアンケート調査を行い、その結果を学部・大学院合同教授会で報告した。また、見直しの対象となった事業は、学外者を含めた意見聴取会（事業仕分け）により取扱いを決定し、平成 26 年度予算編成において学内資源の再配分として反映させ、約 1,300 万円の経費削減につなげた。

・中長期的な財政シミュレーションを定期的実施し、今後策定する新たな教育研究組織・教育課程の再編に備え、平成 25 年 5 月より専任教員及び事務職員が定年退職した場合には原則として後任補充を留保することを決定し、人件費の抑制に努めた。

【平成 27 事業年度】

○機能強化に向けた戦略的な予算編成【計画番号 50】

・より戦略的な財政運営を行うため、「特別事業費」の計上を取りやめ、学長のリーダーシップにより機能強化を着実に実施できるよう「学長政策経費」に一本化した。また、予算の執行状況に基づく財務見通しを平成 27 年 10 月及び 12 月に作成し、確保可能な財源を繰り入れて、本学の機能強化推進のための事業等を実施した。

・中長期的な財政シミュレーションに基づき、平成 25 年 5 月に決定した専任教員定年退職者の後任補充留保に上限を設ける「教員における定年退職後の不補充に関する方針」を決定するとともに、教育への影響を最小限に食い止めるため、平

成 28, 29 年度について、全学共通の寄附金の活用も視野に入れ、必要となる非常勤講師人件費を確保することとした。

■資産の運用に関する組織的な取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○共同資金運用（J ファンド）を活用した資金運用【計画番号 51】

・他大学との連携によるスケールメリットを活かし、高利率が期待できる北海道地区国立大学法人の共同資金運用（J ファンド）を中心に運用する方針に従い資金運用を行っている。なお、過去の実績に基づくリスク管理を行ったうえで、資金状況により本学独自に定期預金を預け入れるなど資金を効率的・計画的に運用している。また、これまでリスク分散のため預け入れていた定期預金について、過去の実績による分析を行い、預入金融機関及び金額を見直し、より効率的・計画的な運用を行っている。

2. 共通の観点に係る取組状況

（財務内容の改善の観点）

■財務内容の改善・充実が図られているか。＜観点 2＞

○資金運用の取組

・他大学との連携によるスケールメリットを活かし、高利率が期待できる北海道地区国立大学法人の共同資金運用（J ファンド）を中心に運用する方針に従い資金運用を行っている。なお、過去の実績に基づくリスク管理を行ったうえで、資金状況により本学独自に定期預金を預け入れるなど資金を効率的・計画的に運用している。また、これまでリスク分散のため預け入れていた定期預金について、過去の実績による分析を行い、預入金融機関及び金額を見直し、より効率的・計画的な運用を行っている。なお、運用益は計画的に事業経費である「特別事業費（平成 27 年度は学長政策経費）」に組み入れ、教育研究に係る諸事業への活用を図っている。

○経費削減に係る取組

・「北海道地区国立大学法人等の共同調達」に参加しており、仕様書の作成や入札等の調達業務の軽減と効率化を図るとともに、「トイレトペーパー」、「コピー用紙」、「複写サービス」、「燃料（ガソリン・軽油）」の共同調達によりスケールメリットを活かした経費の削減を図っている。平成 27 年度における共同調達による経費削減効果としては、トイレトペーパーで削減率 28%、コピー用紙で同 13%、燃料で同 3.5%の削減となっている。

・タブレット型端末を活用した会議資料の閲覧を推進しており、委員会等の会議資料のペーパーレス化を進めている。また、一部の教授会においても膨大な紙媒体資料をタブレット型端末での閲覧に変更することにより、経費節減を推進している。

○財務分析結果の大学運営の改善に向けた活用の取組

・平成 25 年度において、中長期的な財務シミュレーションに基づき検討を行い、今後策定する新たな教育研究組織・教育課程の再編に備え、平成 25 年 5 月より専任教員及び事務職員が定年退職した場合には原則として後任補充を留保することを決定し、人件費の抑制に努めた。

・平成 25 年度において、中長期的な財務シミュレーションに基づき検討を行い、財政状況の改善に向け物件費等の不断の見直しを行うことを目的として、全教職員に対し学内事業の見直しに関するアンケート調査を行うとともに、見直しの対象となった事業については、学外者を含めた意見聴取会（事業仕分け）により取扱いを決定し、翌年度の予算編成において学内資源の再配分として反映させた。

・平成 27 年度において、中長期的な財政シミュレーションに基づき平成 25 年 6 月に決定した専任教員定年退職者の後任補充留保に上限を設ける「教員における定年退職後の不補充に関する方針」を決定するとともに、大学教育への影響を最小限に止めるため、平成 28, 29 年度について、全学共通の寄附金の活用も視野に入れ、必要な非常勤講師人件費を確保した。

○随意契約の適正化に向けた取組

・本学では、基準額（工事又は製造の請負で 500 万円。それ以外は 300 万円）以上の案件については、一般競争入札を行っているが、真にやむを得ない場合のみ随意契約を行っている。基準額以上の随意契約を締結した場合には、本学契約事務取扱規則第 29 条に基づき随意契約の内容・理由等について web サイトで情報公開をしている。

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

① 評価の充実に関する目標

中期 目標	① 自己点検・評価を計画的に行うとともに、学外者による外部評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に結び付ける。
----------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗 状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
<p>【52】</p> <p>①ーア 自己点検・評価及び外部評価を計画的に行い、各実施主体にフィードバックし、評価結果を大学運営の改善に結び付ける。</p>	/	III		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>< 認証評価 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 本学は、平成 25 年度に経営系専門職大学院の認証評価、平成 27 年度に商学部及び大学院商学研究科の認証評価を受審し、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、評価基準を満たしているとの評価結果を得た。 アントレプレナーシップ専攻における認証評価結果の指摘内容等を踏まえ、①同専攻が掲げる「OBS のビジョン、戦略、アクションプラン」の改定、②医療経営・公共経営といった社会ニーズに対応するカリキュラムの実現、③これまで輩出した 300 名を超える MBA ホルダーとの連携に向けた検討を開始した。併せて、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを新たに制定した。さらに、平成 26 年度に「2016 年度 教育課程の編成改革案」を決定し、平成 28 年度から新カリキュラムを展開することを決定した。 <p>< 外部評価 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「COC 事業」において、地元有識者による外部評価委員会を設置し、事業実施中に寄せられた外部評価委員の提言に従って、PDCA サイクルを実行している。 商学部及び大学院商学研究科現代商学専攻の自己点検・評価を行うとともに、外部評価を実施し、評価結果を学長に報告した。 		
		III		<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【52-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度に実施した外部評価における指摘事項を踏まえ、第 3 期中期目標・中期計画に、女性教員比率の数値目標、障がいのある学生の修学支援、GPA(Grade Point Average)等を利用した適切な成績評価の在り方と評価基準の透明性確保等の項目を盛り込み、実施することとした。 障がいのある学生の修学支援については、平成 28 年 4 月から「特別修学支援室」を設置し、専任の教職員を配置して修学サポートを行う体制を整備することを決定した。 		

	<p>【52-2】 アントレプレナーシップ専攻の認証評価結果等を基に、改善に向けた取組を行う。</p>	III	<p>【52-2】 ・平成 25 年度に受審した認証評価の指摘事項を踏まえて、平成 28 年度から導入する新カリキュラムの実施を見据えた教員の採用人事、授業計画等の準備を進めた。また、修了生との連携を深める必要性について指摘があったことから、OBS フォーラムの講演者に初めて修了生を起用するなど、修了生との関係を強めた。</p>		
<p>【53】 ①ーイ 自己点検・評価、外部評価の結果及び評価に基づく改善点を速やかに公表する。</p>	<p>【53】 大学評価・学位授与機構による認証評価結果等を web サイトに公表する。</p>	III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p>・本学 web サイトにおいて、自己点検・評価、外部評価、認証評価、法人評価における自己評価書及び評価結果を分かりやすく整理して掲載し、速やかな情報発信に努めている。</p> <p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【53】 ・大学評価・学位授与機構による認証評価結果について、web サイトで公表するとともに、指摘事項等について学内へフィードバックを行うため、平成 28 年 4 月開催の学部・大学院合同教授会で報告を行うこととした。また、指摘事項等については、各担当組織へ情報提供を行い、今後の改善策についての検討・改善を促すこととした。</p>		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

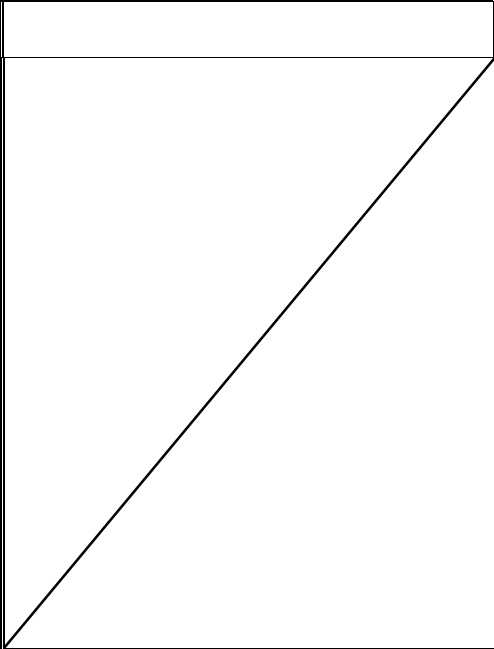
I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	① 大学の説明責任を果たし、社会のニーズに適切に対応した情報公開を推進する。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【54】 ①ーア 大学情報の公開，提供及び広報活動を展開する。	/	IV		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p><学長のリーダーシップの下での戦略的な情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学におけるグローバル教育及び地域志向教育・研究の取組を戦略的に広報するためのパンフレット「小樽商科大学5つの挑戦」を作成し、特に在学生及び本学への進学を目指す受験生に対し配付した。 ・「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の開始に先立ち、本学の特色をPRするポスターとチラシを作成し、全道版の新聞に一面広告を掲載するなど、幅広く広報を行った。 <p><組織的な情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会及び広報担当部門で策定した広報実施計画に基づき情報発信を行った。 ・大学公式ブログ「商大くんがいく！」を運営する職員ブログチームに学生スタッフを加え、学生と教職員の協働による情報発信体制を構築した。 ・各種メディアやソーシャルネットワークワーキングサービスを利用した各種情報発信を展開した。 <p>(詳細については、特記事項 (36 ページ) 参照)</p>		
		IV		<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【54】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長のリーダーシップの下で、<u>本学の機能強化に資する様々な戦略を発信する取組を推進した。</u> ①本学 0B や同窓会役員と学長との対談記事をオープンキャンパスの開催時期と入学試験の実施時期に合わせて、<u>全道版の新聞に一面広告として掲載し、本学の特徴的な取組を幅広く、効果的に広報した。</u> ②第3期中期目標・中期計画期間を迎えるにあたり、<u>本学が掲げる3つの戦略について情報発信</u>するため、パンフレット「<u>新しいビジョン 2016-2021 小樽商科大学が輝き続けるために</u>」を作成し、配付した。 ③学長がマスメディアによるインタビュー記事など様々な機会を利用して本学が目指す戦略を周知することに努めた。 		

<p>【55】 ①ーイ 個人情報の保護に留意しつつ、学内外との情報共有を推進する。</p>		<p>III</p>	<p>(詳細については、特記事項 (36, 37 ページ) 参照)</p> <p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p><学内における情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 大学における重要事項の審議機関である役員会、経営協議会、教育研究評議会の審議状況を発信するため、議事要旨を web サイトに公開した。 グループウェアに関して、教職員によるスケジュール管理機能を活用した情報共有を図るとともに、会議情報参照機能を活用し、委員会等の議事要旨及び会議資料の電子化・共有化を推進し、学内情報共有を図った。 <p><ステークホルダーとの情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 学生の保護者との懇談会を継続的に開催し、本学の教育・学生支援活動等に関する情報共有を推進した。 教育担当副学長と学生団体代表との懇談会及び学生寮の寮長、ユニット代表者との懇談会を継続的に開催し、本学の学生支援活動等について情報共有を推進した。 「最先端の ICT を活用したアクティブラーニングの公開」を開催し、文部科学省、北海道内国公私立大学、地方自治体、高等学校、小・中学校、企業、本学同窓会等から総勢 110 名の参加があり、ICT 機器活用体験会等を実施し、本学が推進する新たな教育手法を広く公開した。 	
	<p>【55】 学内外との情報交換を多角的に実施し、情報共有を推進する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【55】</p> <p><学内における情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> リニューアルオープンした附属図書館において、学生が運営する株式会社が、デジタルサイネージを通じて、学生のニーズを踏まえた「休講情報」「交通機関運行情報」「株価情報」等のコンテンツの配信を行い、情報共有を推進している。 <p><ステークホルダーとの情報共有></p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的に開催してきた保護者との懇談会等の各種参加型イベントの実施により、ステークホルダーとの情報共有を推進した。 本学との連携自治体等の意見交換の場である「地域連携会議」に加え、大学が地域に出向き、地域住民と意見交換を行う「地域懇談会」を年 6 回開催した。地域との意見交換においては、小樽市や札幌市の都市圏だけではなく、これまで意見交換会を実施していなかった泊村、岩内町、共和町及び神恵内村を会場として実施することにより、地域の声に広く耳を傾けた。 新たに、小樽市と協働で地方創生シンポジウム「広域連携のススメ『小樽から後志へ』」を開催し、関係者の他一般市民を対象とすることで、広く本学の教育研究成果についての情報共有を推進した。 	
			<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

■教育研究に係る自己点検・評価の取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○経営系専門職大学院における認証評価結果の活用【計画番号 52】

・平成 25 年度に大学基準協会が実施する経営系専門職大学院認証評価を受審し、経営系専門職大学院基準に適合している旨の評価結果が得られた。この認証評価結果での指摘事項を受け、同専攻が掲げる「OBS のビジョン、戦略、アクションプラン」の改定作業を行うとともに、認証評価結果で指摘されていたポリシーについて、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを新たに制定した。

【平成 27 事業年度】

○経営系専門職大学院における認証評価結果を踏まえた改善の取組【計画番号 52】

・平成 25 年度に受審した認証評価結果の指摘事項を踏まえ、以下の改善に向けた取り組みを実施した。

- ①医療経営・公共経営といった社会ニーズに対応するカリキュラムの実現に向け、平成 28 年度から新たなカリキュラムを導入することとし、その実施を見据えた教員の採用人事、授業計画等の準備を進めた。
- ②これまで輩出した 300 名を超える MBA ホルダーとの連携を視野に、OBS フォーラムの講演者に初めて修了生を起用するなど、修了生との関係を強めた。

■情報公開及び情報発信の推進に関する取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○「No. 1 グローカル大学宣言」に基づく戦略的な情報発信【計画番号 54】

・本学全体の構想である、軸足を地域に、視点は世界に置く「グローバル人材」の育成という考え方に基づき、本学におけるグローバル教育及び地域志向教育・研究の取組を戦略的に広報するため、「小樽商科大学 5 つの挑戦」のタイトルで、大学の取組をとりまとめたパンフレットを学長のリーダーシップの下で作成し、これにより、大学が目指す教育・研究にかかる取組について、特に在学生及び本学への進学を目指す受験生に対して、より体系的に分かりやすく示した。このパンフレットは、入学式において新入生及び保護者に配付することで、本学における今後の学びの参考資料となり、また、高校訪問時に担当教諭等に配付し、本学の取り組み・特徴が分かりやすいと好評を得ている。

・「グローバルマネジメント副専攻プログラム」の開始に先立ち、本学の特色を PR するポスターとチラシを作成し、市内各所に掲示・配布し、また、全道版の

新聞に一面広告を掲載し、幅広く PR を行った。

○組織的な情報発信【計画番号 54】

・大学公式ブログ「商大くんがいく！」を運営している職員ブログチームに学生スタッフを加え、教員や講義、学生の課外活動、就職情報など学生生活の充実に資する情報について学生目線での情報発信を強化し、学生と教職員の協働による情報発信体制を構築した。

・各課・室の広報担当で構成される「広報担当部門」において、一元的な情報発信に取り組んでおり、平成 25 年度には、広報実績調査を実施し広報戦略の見直しを行うとともに、新たに「広報実施計画」を策定し、計画ごとに具体的な実施方策を定め、全学的かつ効果的な情報発信を行っている。

○アクティブラーニング施設の公開【計画番号 55】

・「最先端の ICT を活用したアクティブラーニングの公開」を開催し、文部科学省、北海道内国公私立大学、地方自治体、高等学校（小樽市、札幌市）、小・中学校（小樽市）、企業、本学同窓会等から総勢 110 名の参加があり、ICT 機器を備えたアクティブラーニング教室設置の経緯説明、アクティブラーニング教室で実際に開講した授業の紹介、ICT 機器活用体験会、授業教室見学等を実施し、本学が推進する新たな教育手法を広く公開し、情報共有を推進した。このことにより、本学のアクティブラーニング施設及び教育方法が広く認知され、アクティブラーニング施設の視察のために本学を訪問する大学等の教育機関は年間平均 30 大学程度となっている。その後も、「大学改革セミナー」等計 4 件の全国セミナーでアクティブラーニングの事例を紹介するなど、アクティブラーニングの普及・成果発信に努めた。

【平成 27 事業年度】

○新聞広告による効果的な情報発信【計画番号 54】

・本学 OB や同窓会役員と学長との対談記事をオープンキャンパスの開催時期と入学試験の実施時期に合わせて全道版の新聞に一面広告として掲載し、アクティブラーニングや「グローバルマネジメント副専攻プログラム」、海外留学奨励金等の本学の特徴的な取組を幅広く広報した結果、オープンキャンパス参加者数が、過去最高の 1,898 名（前年比 338 名増）となった。また、入学志願者についても、前年と比較して 152 名増加し、1,632 名となる成果が表れた。

○新たな広報誌による戦略的な情報発信【計画番号 54】

・第 3 期中期目標・中期計画期間を迎えるにあたり、本学が掲げる 3 つの戦略、①「新たな教育課程の構築によるグローバル人材の育成」、②「ビジネス開発プラットフォームの構築による北海道経済の活性化」、③「アクティブラーニングの拠点として、新たな教育方法を普及・展開」について戦略的に情報発信するため、学長の発案による新たなコンセプトのパンフレット「新しいビジョン 2016-2021

小樽商科大学が輝き続けるために」を作成し、多様なステークホルダーに配付することで、本学のこれからの取組について情報共有を図った。また、学長が市民大学講座、商工会議所、ロータリークラブ、同窓会、マスメディアによるインタビュー記事など様々な機会を利用して本学が目指す戦略を周知することに努めた。これらの取組により、第3期中期目標・中期計画期間に向けたビジョンを学内外に広く明確に伝え、本学への理解を深めることに寄与した。

2. 共通の観点に係る取組状況

(自己点検・評価及び情報提供の観点)

■中期計画・年度計画の進捗管理、自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。〈観点3-1〉

○中期計画・年度計画の進捗管理

・本学では、中期計画・年度計画ごとの具体的取組予定や成果指標を記載した「年度計画確認表」を作成し進捗状況管理を行うとともに、年度計画の事業ごとに責任者となる課・室（コーディネーター）を設定する「コーディネーター制度」を導入し、計画の進捗管理を徹底している。また、各コーディネーターから提出された年度計画進捗状況、翌年度の年度計画案について、各課等の長が一堂に会し、大学全体の現況を共有するとともに、全学視点での問題点の洗い出し、改善案の検討を行う「コーディネーター・カンファレンス」を開催することとし、中期計画・年度計画の進捗管理を行っている。「コーディネーター・カンファレンス」には業務担当監事も出席することとなっており、年度計画の進捗状況について多角的な検証が行われる体制となっている。

○自己点検・評価の実施とその結果の法人運営への活用

・本学の自己点検・評価は、評価担当副学長を委員長とする「大学評価委員会」の下で、学内組織が実施している。平成26年度には、商学部及び大学院商学研究科現代商学専攻の教育を中心とした自己点検・評価を行い、報告書を作成した。また、本評価報告書を基礎資料として、平成26年11月から平成27年3月にかけて外部評価を実施し、評価結果を学長に報告するとともに、改善活動に資するため、関連する教授会で報告を行った。併せて本学webサイトで公表し、広く社会に公表している。

・平成26年度に実施した外部評価における指摘事項を踏まえ、第3期中期目標・中期計画に、女性教員比率の数値目標、障がいのある学生の修学支援、GPA等を利用した適切な成績評価の在り方と評価基準の透明性確保等の項目を盛り込み、実施することとした。障がいのある学生の修学支援については、平成28年4月から「特別修学支援室」を設置し、専任の教職員を配置して修学サポートを行う体制を整備することを決定した。

■情報公開の促進が図られているか。〈観点3-2〉

○アクティブラーニング施設の公開

・「最先端のICTを活用したアクティブラーニングの公開」を開催し、文部科学省、北海道内国公私立大学、地方自治体、高等学校、小・中学校、企業、本学同窓会等から総勢110名の参加があり、ICT機器を備えたアクティブラーニング

教室設置の経緯説明、アクティブラーニング教室で実際に開講した授業の紹介、ICT機器活用体験会、授業教室見学等を実施し、本学が推進する新たな教育手法を広く公開し、情報共有を推進した。このことにより、本学のアクティブラーニング施設及び教育方法が広く認知され、アクティブラーニング施設の視察のために本学を訪問する大学等の教育機関は年間平均30大学程度となっている。その後も、「大学改革セミナー」等計4件の全国セミナーでアクティブラーニングの事例を紹介するなど、アクティブラーニングの普及・成果発信に努めた。

○新たな広報誌による戦略的な情報発信

・本学におけるグローバル教育及び地域志向教育・研究の取組を戦略的に広報するため、「小樽商科大学5つの挑戦」のタイトルで、パンフレットを作成し、特に在学学生及び本学への進学を目指す受験生に対して、配布した。

・第3期中期目標・中期計画期間を迎えるにあたり、本学が掲げる3つの戦略について情報発信するため、学長の発案による新たなコンセプトのパンフレット「新しいビジョン2016-2021 小樽商科大学が輝き続けるために」を作成し、多様なステークホルダーに配付することで、本学のこれからの取組について情報共有を図るとともに、第3期中期目標・中期計画期間に向けたビジョンを学内外に明確に伝えることができた。

○学長との対談記事による情報発信

・本学OBや同窓会役員と学長との対談記事をオープンキャンパスの開催時期と入学試験の実施時期に合わせて全道版の新聞に一面広告として掲載し、アクティブラーニングや「グローバルマネジメント副専攻プログラム」、海外留学奨励金等の本学の特徴的な取組を幅広く広報した。

・また、世界的な観光地となった近隣自治体であるニセコ町の町長と学長が、本学が目指す「グローバル」をテーマに対談を行い、その対談の様子を本学webサイトのほか、国立大学協会webサイトを通じて情報発信している。

○地域への情報発信

・「COC事業」における学内公募プロジェクトについては、これまで専門的なりサーチペーパーをwebサイトに掲載することにより成果を公表していたが、地域からの提言を受けて、1プロジェクト1ページの簡略版の実績報告書を作成し、大学の取組を地域に分かりやすく情報発信した。

また、同事業の「地域志向型教育研究プロジェクト」において、プロジェクトの「可視化」、「情報発信の早期化」という地域ニーズを受け、プロジェクトを地域別に分類した「プロジェクトMAP」を作成するとともに、プロジェクトの情報を速やかに発信した。

・学長が市民大学講座、商工会議所、ロータリークラブ、行政懇談会等において、国立大学の役割と本学の取組を紹介し、地域への情報の公開に努めた。

○教育研究活動等の状況についての情報の公表

・学校教育法施行規則第172条の2に基づき公表することとされている教育研究活動等の状況についての情報については、平成23年度以降継続して公表している。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 ① 施設マネジメントの観点から、施設設備について、重点的・計画的に整備するとともに、その施設の効果的・効率的な利用を推進する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【56】 ①ーア 老朽化したライフラインの基幹設備改修に際し、環境負荷低減に配慮し、改修終了時にCO ₂ の排出量を5%削減する。	【56】 過去の暖房改修工事等の結果を踏まえ、エネルギー使用量、CO ₂ 排出量を把握し、運転マニュアルの更新を行う。	III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度に策定した「小樽商科大学省エネルギー運用指針」に基づき、夏季の冷房運転及び冬季の暖房運転についての方針を定め、全学に周知した。 平成 25 年度には、同指針に基づき、空調機の運転マニュアルの作成及び改訂を行い、エネルギー使用量、CO₂排出量をさらに削減するとともに、環境マネジメントマニュアルに基づき、照明器具のLED化、暖房設備のガスヒートポンプ式エアコン化等を推進した。 平成 26 年度には、同指針に基づき、新たに作成した「夏季節電アクションプラン」及び「冬季省エネルギーアクションプラン」を教職員に周知し、また、運転マニュアルの見直しを行った結果、エネルギー使用量、CO₂排出量をさらに削減することができた。 		
		III		(平成 27 年度の実施状況) 【56】 平成 27 年度に整備を行った施設について運転マニュアルの更新を行うとともに、継続的な省エネルギー活動を推進した結果、平成 27 年度エネルギー使用量は、29,004GJ(平成 20 年度比 22.9%減少)、CO ₂ 排出量は、1,911t(平成 20 年度比 18.8%減少)であり、中期計画に基づくCO ₂ 排出量の削減目標を達成した。		
【57】 ①ーイ 安全で安心な構内環境をめざし、教職員や学生、一般市民を含む利用者への利便性・快適性の向上を図るため、バリアフリー対策の整備を進める。		IV		(平成 22～26 年度の実施状況概略) <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度には、学生寮の新築にあたり、スロープ、多目的トイレ及び身障者対応エレベーターを設置した。また、高齢者の利用が多い附属図書館の「史料展示室」につながる階段に昇降機を設置するなど、バリアフリー対策を講じた。 平成 23 年度には、「バリアフリー対策年次計画」の見直しを行うとともに、教室における階段の段差解消、スロープ付きの入口の新設、階段昇降機を設置、多目的トイレの設置等を行った。 平成 25 年度には、バリアフリー対策を専門としている外部機関に調査を依 		

			<p>頼し、既存施設における改修の必要性について指摘を受け、既存の講義室、学修支援施設、廊下、階段等の改修を優先順位の高い箇所から行うこととし、①講義室内の階段の色を段毎に変える、②講義室や附属図書館のグループ学習室の扉を引き戸に変更する、③段差へのスロープの設置、④床の配線ケーブルを段差の出来ないケーブルにより施工する等の対策を行った。また、本調査結果を以後の本学のバリアフリー対策に反映させた。</p> <p>(詳細については、特記事項 (46 ページ) 参照)</p>	
	<p>【57】 構内のバリアフリー対策未実施の部分について改善を図る。</p>	IV	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【57】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構内のバリアフリー対策未実施の施設について改善を図るため、以下の大幅な改修等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ①事務棟に、身障者対応エレベーター、駐車スペース、多目的トイレ、スロープ、玄関自動ドアの設置、学生センターとキャリアセンターの間の出入口扉の引き戸への改修 ②屋内運動場に階段昇降機を設置 ③保健管理センター出入口扉の引き戸への改修 <p>(詳細については、特記事項 (46 ページ) 参照)</p>	
<p>【58】</p> <p>①ーウ 施設設備の機器・システム帳等に基づき、維持管理に努めるとともに、計画的・段階的に更新・改善を行う。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の改修・更新計画表に基づき、以下の改修・更新等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ①職員宿舍ガス管改修工事等を実施 ②給水設備更新 (1 号館、事務棟)、屋上防水改修 (事務棟、共通棟他)、便所改修 (一養校舎)、事務棟外壁改修を実施 ③第 2 体育館屋根、外壁等改修、第 2 体育館照明設備改修を実施 ④大学会館屋上防水改修工事、4 号館 160 番講義室 (内装、照明等を含む) 及び 5 号館の暖房改修、火災報知設備の改修を実施 ⑤サークル共用施設の内部改修、附属図書館の屋上防水改修を実施 	
	<p>【58】</p> <p>更新計画表に基づき、施設設備の更新、改善を行う。</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>【58】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の改修・更新計画表に基づき事務棟の屋上防水改修を実施した。 	
<p>【59】</p> <p>①ーエ 環境マネジメントに関するマニュアルに基づき、省エネ対策・ゴミの減量・資源化を図りエコキャンパスを進める。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境マネジメントマニュアル」に基づき、次のような取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①照明の間引き点灯、空調機の取扱説明を各教室に掲示、定期的な巡回の実施 ②照明器具の LED 化、暖房設備のガスヒートポンプ式エアコン化、構内外灯のソーラーライト化、タブレット端末を活用した会議資料のペーパーレス化 ③「夏季節電アクションプラン」及び「冬季省エネルギーアクションプラン」を作成し、教職員に周知した。 	

	<p>【59】 環境マネジメントマニュアルに基づき、 省エネ対策等を進める。</p>	<p>Ⅲ (平成 27 年度の実施状況) 【59】 ・屋内運動場のアリーナ，大学会館トイレ，サークル共用施設及び事務棟の一部の照明を LED 器具に改修した。また，融雪用変圧器を高効率で省エネ効果の高いアモルファス型に改修した。</p>		
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 安全管理に関する目標

中期目標
 ① 危機管理に係る安全点検を推進し、学内環境の安全を維持する。
 ② 情報セキュリティ対策を講じ、情報管理の徹底を図る。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
<p>【60】 ①ーア 大学の活動を分野別、機能別に分析し、リスク管理の質を高める。</p>		III		<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</p> <p><リスクマネジメントの取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントの実施に関しては、<u>基本方針となる「リスクマネジメントポリシー」</u>，<u>「リスクマネジメント・ガイドライン」</u>及び<u>「リスクマネジメント規程」</u>を制定している。 ・学長を長とするリスクマネジメント委員会では、毎年度、年度当初に当該年度に重点的に対策を講じるリスクを選定し、担当部署にて「リスクマネジメント・アクションプラン」を策定・実施し、年度末に委員会において実施結果を検証する <u>PDCA サイクルによるリスクマネジメント対策を実施</u>している。 ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、<u>新たに「大規模地震対応マニュアル（学生用・教職員用）」を整備</u>し、学生・教職員に周知するとともに、<u>全学生・教職員を網羅した「安否確認システム」を導入</u>した。併せて、<u>「防災備蓄計画」を策定</u>し、計画的に備蓄を行うことにより大規模災害に備えた。 <p><飲酒事故再発防止に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度に発生した学生の飲酒事故の再発防止を本学における最重要課題として認定し、<u>第三者委員会からの提言を踏まえ、「小樽商科大学における学生の飲酒事故の再発防止等に関する基本方針」を策定</u>した。また、<u>新入生オリエンテーション</u>，<u>関連する授業科目</u>，<u>学生団体連絡会</u>などによる積極的な指導や啓発活動，<u>野球グラウンドへの防犯カメラの設置</u>など、<u>事故防止に向けて多角的に取り組んだ。</u> ・平成 24 年度に起きた飲酒死亡事故について、<u>事故を風化させず、事故防止の誓いを新たに</u>するための<u>「誓いの碑」を建立</u>するとともに、<u>毎年「追悼式」を実施</u>することとした。 		

	<p>【60】 平成 26 年度に実施したリスク対策の検証結果を踏まえ、より充実させたリスク対策を講じ、その結果を検証する。</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【60】 <リスクマネジメントの取組> ・リスクマネジメントに関して、新たに重点的に対策を講じるリスクとして「マイナンバーの管理に関するリスク」を追加し、アクションプランを策定・実施し、実施結果について検証した。 <飲酒事故再発防止に向けた取組> ・飲酒事故防止の取組拡大として、新入生に行動規範を遵守する意識を持たせるために、これまでのサークル代表学生から飲酒事故防止のための誓約書を徴取する仕組みを拡充し、<u>入学時に新入生個人から飲酒行動に関する誓約書を提出させた</u>（回収率：94.7%）。</p>	
<p>【61】 ①ーイ 学生，教職員に対し，学内環境の安全保持に関する啓発を行う。</p>		III	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) <定期的な学内巡視の実施，学内ハザードマップの更新> ・構内の落雪危険箇所，豪雨時等崖下危険箇所及び土砂災害警戒区域等指定部分のハザードマップを作成し，学生・教職員に対して注意喚起を図った。また，<u>定期的な学内巡視を実施し，危険個所の対処を行った。</u> ・平成 22 年度には，学内巡視により大学正門前の擁壁が崩壊する危険性が高いことを発見し，大規模な擁壁の改修工事を実施した。 <防災訓練及び救急・救命訓練の実施> ・毎年度，小樽市消防署の協力のもと防災訓練及び救命措置講習を実施し，実施結果についてはリスクマネジメント委員会で報告・検証を行う体制を構築している。 ・サークルのリーダーを対象とした「リーダーズ・アッセンブリー」を実施し，参加した<u>学生に対して救急・救命訓練を行っている。</u> ・平成 26 年度より，小樽市消防署が実施する普通救命講習会に<u>学生及び教職員が参加し，AED の使用方法を習得させ，学内の安全確保に努めている。</u></p>	
	<p>【61-1】 定期的な学内巡視を実施し，学内ハザードマップの更新を行うとともに，安全配慮活動を継続する。</p>	III	<p>(平成 27 年度の実施状況) 【61-1】 ・<u>定期的な学内巡視を継続し，以下の危険箇所の対応を実施した。</u> ①倒木の恐れのある正門横のポプラを伐採。 ②倒木の恐れのある 1 号館及び 3 号館山側の樹木伐採。 ③軟式テニスコートの上側に生じた陥没穴（防空壕跡）の埋め戻し（応急処置）。</p>	
	<p>【61-2】 学生・教職員を対象とした防災訓練及び救急・救命訓練を実施し，実施結果を検証する。</p>	III	<p>【61-2】 ・小樽市消防署の協力のもと<u>防災訓練，避難所の設置訓練，救命措置の演習（AED の使用実習を含む）及びエビペン講習を行った。</u>実施結果についてはリスクマネジメント委員会に報告し，検証を行った。 ・サークルのリーダーを対象とした「リーダーズ・アッセンブリー」の一環として，小樽市消防署による<u>救急救命講習（AED の使用実習を含む）</u>を実施し，知識の向上を図った。また，<u>同講習に教職員を参加させ，学内の安全</u></p>	

		<p>確保に努めた。</p>
<p>【62】 ①ーウ 教職員の人権，健康及び安全を守るための体制を維持・強化する。</p>	<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) <ハラスメント防止体制> ・ハラスメントに関する苦情の申立て及び相談に対応するための「ハラスメント相談室」を設置し，ハラスメントにあった学生・教職員の苦情相談に努めている。 ・ハラスメント相談室の体制強化のため，学内外での研修の参加を通じて，相談室員の資質向上を図るとともに，ハラスメント相談員を1名増員した。 ・全教職員を対象としたハラスメント防止講演会やメンタルヘルスに関する講演会などを開催し，人権，健康を守るための啓発活動を行っている。 <教職員の安全確保，健康保持増進の取組> ・教職員の健康管理を目的として，学内においてインフルエンザワクチンの接種（費用の一部を補助）を実施するとともに，アルコール消毒液を常設し，感染症対策を強化している。 ・教職員の健康管理を目的として，55 歳を超える教職員に対し，人間ドック受診料の一部補助を行った。</p> <p>(平成 27 年度の実施状況) III 【62-1】 ・「ハラスメント相談室」ポスターや「ハラスメント防止週間」ポスターを掲示するなど，ハラスメント防止のための配布物及び掲示物を作成し，意識向上を図った。 ・外部講師を招き，ハラスメント防止研修を実施し，大学特有のハラスメントについて，グループワークを交え，ハラスメント防止に係る対応力の向上に努めた。 ・人事院が主催するハラスメント防止研修にハラスメント相談室員を派遣し，ハラスメント防止に関しての知識普及を図り，ハラスメント相談室の体制強化を行った。</p> <p>III 【62-2】 ・教職員の健康管理のさらなる増進を目的として，人間ドック受診料の一部補助の対象範囲を従来の 55 歳を超える教職員から所定の要件を満たす若年層に拡大した。 ・教職員のメンタルヘルス対策を強化するため，平成 28 年度のストレスチェック制度の導入・実施に向け，衛生委員会を中心に検討し，事業者の方針の表明を行った。また，ストレスチェック実施に係る規程について衛生委員会で検討を行い，関連規程の改正及び実施要項を策定した。</p>
<p>【63】 ②ーア 情報管理の状況について検証し，情報セキュリティシ</p>	<p>III</p>	<p>(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・平成 22 年度に学長を長とする情報セキュリティ委員会を設置し，ポリシー評価部会，広報・啓発部会を設け，情報セキュリティに関する具体的な検</p>

<p>システムを充実させる。</p>	<p>【63】 大学が所有する情報について、漏洩を未然に防止する仕組みの構築を進めるとともに、情報セキュリティの重要性にかかる啓発活動を強化する。</p>	<p>討を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度には、事務職員及び役員等利用のパソコンに認証システムを導入するとともに、「大学における情報セキュリティ課題と対策」と題したセミナーを開催した。 平成 26 年度には、「セキュリティマナー集」を作成し、情報処理センター利用者向けホームページに掲載し、情報セキュリティの向上に向け啓発活動を行った。 <p>(平成 27 年度の実施状況)</p> <p>Ⅲ 【63】</p> <ul style="list-style-type: none"> 脆弱性のあるネットワーク系システムを洗い出し、セキュリティパッチ、OS のバージョンアップ等の対策を実施するとともに、ネットワークシステムの更新を行い、セキュリティ面においても、標的型攻撃に対応したシステムの導入を行った。 新任教職員向けガイダンスの際に、ユーザーズマニュアル等を用いて、セキュリティマナーについて説明を行い、情報セキュリティの重要性について啓発を行った。 	
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
③ 法令遵守に関する目標

中期目標 ① 法令及び本学諸規程に基づく適正な法人運営を行う。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
【64】 ①ーア 法令及び本学諸規程の遵守状況と内部統制制度について、学内業務監査・監事監査及び会計人監査で検証し、改善を行う。	【64】 監査連絡会により内部監査，監事監査及び会計監査人監査の情報共有を推進し，社会的変化を踏まえた監査を実施する。	III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) ・第 1 期中期目標期間において、不定期に開催していた監事，監査法人，経営監査室及び大学トップの協議の場を、「監査連絡会」として正式に設置し，それぞれの監査計画や結果について情報交換と情報共有を図ることにより，三様監査における三者の役割・位置付けを明確にするとともに，効率的かつ実質的な監査のあり方について議論を深めている。 ・監事監査においては，役員会・経営協議会，「コーディネーター・カンファレンス」への出席を通して，組織目標の達成状況を把握・助言するなど，法令遵守及び内部統制の視点から積極的な監査を行っている。さらに平成 25 年度からは，学部・大学院合同教授会や教育研究評議会に出席し，大学改革の推進状況・実施体制の監査が実施されるなど，大学改革の方向性を踏まえた監査が実施されている。		
		III		(平成 27 年度の実施状況) 【64】 ・監事機能の強化の方針，監査事項の増加等を踏まえ，平成 27 年度より，監査連絡会を年 2 回（6 月・1 月）の開催とし，相互に情報を共有し，監査計画及び監査実施に反映させ，効率化を図った。具体的には，6 月の監査連絡会は三様連絡会とし，前年度の監査報告を基に次年度監査計画の立案へとつなげるための情報共有を図り，1 月の監査連絡会では，学長・理事（総務・財務担当副学長）を加え，より実質的な意見交換のもと，効率的な監査を実施した。		
				ウエイト小計		
				ウエイト総計		

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

■施設設備の整備・活用に関する取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○バリアフリー対策の取組【計画番号 57】

- ・学生寮の新築にあたり、スロープ、多目的トイレ及び身障者対応エレベーターを設置した。また、高齢者の利用が多い附属図書館の史料展示室につながる階段に昇降機を設置するなど、バリアフリー対策を講じてきた。平成 23 年度には、「バリアフリー対策年次計画」の見直しを行い、以後、教室における階段の段差解消、スロープ付きの入口の新設、学内各所への階段昇降機の設置、多目的トイレの設置等を行った。
- ・平成 25 年度には、バリアフリー対策を専門としている外部機関に調査を依頼し、既存施設における改修の必要性について指摘を受け、既存の講義室をはじめとした学内施設の改修を優先順位の高い箇所から行うこととした。具体的な対策としては、①講義室内の階段の色を段毎に変える、②講義室や附属図書館のグループ学習室の扉を引き戸に変更する、③段差へのスロープの設置、④床の配線ケーブルを段差の出来ないケーブルにより施工する等の対策を行った。また、本調査結果を以後の本学のバリアフリー対策に反映させた。

○省エネルギー・環境マネジメントに関する取組【計画番号 56, 59】

- ・省エネルギー活動を推進するため、「小樽商科大学省エネルギー運用指針」を策定し、夏季の冷房運転及び冬季の暖房運転についての方針を定め、全学に周知した。さらに、空調機の運転マニュアルの作成及び改訂を行い、エネルギー使用量、CO₂排出量を削減するとともに、「環境マネジメントマニュアル」に基づき、照明器具の LED 化、暖房設備のガスヒートポンプ式エアコン化等を推進した。
- ・平成 26 年度には、新たに作成した「夏季節電アクションプラン」及び「冬季省エネルギーアクションプラン」を教職員に周知し、また、運転マニュアルの見直しを行った結果、平成 26 年度エネルギー使用量は、29,701GJ（平成 20 年度比 21.1%減）、CO₂排出量は、1,939t（平成 20 年度比 17.6%減）と、平成 20 年度を基準とする削減目標を達成した。

【平成 27 事業年度】

○バリアフリー対策の取組【計画番号 57】

- ・構内のバリアフリー対策未実施の施設について改善を図るため、以下の大幅な改修等を行った。
 - ①教職員、学生及び学外者の利用がある事務棟のバリアフリー対策として、身障者対応エレベーター、多目的トイレ、車いす使用者用駐車スペース、スロ

ープ及び玄関の自動ドア設置（2箇所）、学生センターとキャリアセンターの間の出入口の引き戸への改修を行い、利便性の向上を図った。

- ②屋内運動場に車いす使用者の利便性の向上を図るため階段昇降機を設置し、屋内運動場 2 階と隣接する第 2 体育館への移動を可能とした。
- ③保健管理センターの出入口扉を引き戸へ改修した。

○省エネルギー・環境マネジメントに関する取組【計画番号 56, 59】

- ・「環境マネジメントマニュアル」に基づき、屋内運動場のアリーナ、大学会館トイレ、サークル共用施設及び事務棟の一部の照明を LED に改修した。また、融雪用変圧器を高効率で省エネ効果の高いアモルファス型に改修するとともに、「夏季節電アクションプラン」及び「冬季省エネルギーアクションプラン」を学内周知するなどした結果、平成 27 年度エネルギー使用量は、29,004GJ（平成 20 年度比 22.9%減少）、CO₂排出量は、1,911t（平成 20 年度比 18.8%減少）となった。

■学生・教職員の安全管理に関する取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○リスクマネジメントに関する取組【計画番号 60】

- ・リスクマネジメントの実施に関しては、基本方針となる「リスクマネジメントポリシー」、「リスクマネジメント・ガイドライン」及び「リスクマネジメント規程」を制定している。
- ・学長を長とするリスクマネジメント委員会では、毎年度、年度当初に当該年度に重点的に対策を講じるリスクを選定し、担当部署にて「リスクマネジメント・アクションプラン」を策定・実施し、年度末に委員会において実施結果を検証する PDCA サイクルによるリスクマネジメント対策を実施している。
- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、新たに「大規模地震対応マニュアル（学生用・教職員用）」を整備し、学生・教職員に周知するとともに、全学生・教職員を網羅した「安否確認システム」を導入した。併せて、「防災備蓄計画」を策定し、計画的に備蓄を行うことにより大規模災害に備えた。

○飲酒事故再発防止に関する取組【計画番号 60】

- ・平成 24 年度に発生した学生の飲酒事故の再発防止を本学における最重要課題として認定し、第三者委員会からの提言を踏まえ、「小樽商科大学における学生の飲酒事故の再発防止等に関する基本方針」を策定した。また、再発防止に向けた具体策を検討し、新入生オリエンテーション、関連する授業科目、学生団体連絡会などによる積極的な指導や啓発活動、野球グラウンドへの防犯カメラの設置など、事故防止に向けて多角的に取り組んだ。
- ・平成 26 年度には、事故を風化させず、事故防止の誓いを新たにするための「誓いの碑」を建立するとともに、毎年「追悼式」を実施することとした。また、サークル活動の指導等にあたる顧問教員の役割について理解を深めるための顧問

教員マニュアルを作成し、全教員に配付した。さらに、飲酒事故再発防止に向けて、次の取組を実施した。

1. 飲酒事故防止にかかる注意啓発を目的として、入学式直後の新入生オリエンテーション（入学式に参列した保護者が同席）において、次の3つの取組を実施した。
 - ① 教育担当副学長による「本学における飲酒事故防止のために」と題した指導
 - ② 小樽市保健所長による講演：「アルコールの害について」
 - ③ DVD「STOP！アルコール・ハラスメント（下級生向け）」の上映
2. 正課科目「生活と健康」において、飲酒等の健康上のリスクや学生生活上のリスクに関する意識啓発を実施した。
3. 学生団体連絡会において、DVD「STOP！アルコール・ハラスメント（上級生向け）」（イッキ飲み防止連絡協議会）を上映した。
4. アルコールパッチテストを実施した。
5. 学生サークルのリーダーを集めた「リーダーズ・アッセンブリー」において、学生の飲酒事故の防止を図るため、教育担当副学長による啓発を行った。

○ハラスメント防止に関する取組【計画番号 62】

- ・人事院北海道事務局が主催するハラスメント防止研修に継続的に職員を派遣するとともに、ハラスメントの防止に関するポスター等を作成し、掲示及び配付により啓発を行っている。また、全教職員を対象としたハラスメント防止に関する講演会を隔年開催し、啓発活動を行っている。また、ハラスメント相談室の体制強化のため、民間の講師を招いた学内研修の実施及び他機関が実施する研修への派遣を通じて、相談室員の資質向上を図るとともに、平成26年度には、ハラスメント相談員を1名増員し、ハラスメント相談体制の強化を図った。

【平成 27 事業年度】

○飲酒事故再発防止に関する取組【計画番号 60】

- ・飲酒事故防止の取組拡大として、新入生に行動規範を遵守する意識を持たせるために、これまでのサークル代表学生から飲酒事故防止のための誓約書を徴取する仕組みを拡充し、入学時に新入生から飲酒行動に関する誓約書を提出させた。なお、平成27年度の回収率は94.7%となっている。
- ・平成27年4月に採用した保健管理センター医師による正課科目「予防の医学」において、飲酒のリスクを含む健康上のリスクについての知識・行動を身に付けさせた。

■内部統制制度の検証にかかる組織的な取組事例

【平成 22～26 事業年度】

○内部統制制度に関する取組【計画番号 64】

- ・第1期中期目標期間において、不定期に開催していた監事、監査法人、経営監査室及び大学トップの協議の場を、「監査連絡会」として正式に設置し、それぞれの監査計画や結果について情報交換と情報共有を図ることにより、三様監査における三者の役割・位置付けを明確にするとともに、効率的かつ実質的な

監査のあり方について議論を深めている。

- ・監事監査においては、役員会・経営協議会、「コーディネーター・カンファレンス」への出席を通して、組織目標の達成状況を把握・助言するなど、法令遵守及び内部統制の視点から積極的な監査を行っている。さらに平成25年度からは、学部・大学院合同教授会や教育研究評議会に出席し、大学改革の推進状況・実施体制の監査が実施されるなど、大学改革の方向性を踏まえた監査が実施されている。

【平成 27 事業年度】

○内部統制制度に関する取組【計画番号 64】

監事機能の強化の方針、監査事項の増加等を踏まえ、平成27年度より、監査連絡会を年2回（6月・1月）の開催とし、相互に情報を共有し、監査計画及び監査実施に反映させ、効率化を図った。具体的には、6月の監査連絡会は三様連絡会とし、前年度の監査報告を基に次年度監査計画の立案へとつなげるための情報共有を図り、1月の監査連絡会では、学長・理事（総務・財務担当副学長）を加え、より実質的な意見交換のもと、効率的な監査を実施した。

■法令遵守（コンプライアンス）に関する取組について

【平成 22～26 事業年度】

①公的研究費の不正使用防止に向けて取り組んだ事項

- ・研究費の不正使用防止に関しては、不正発生の温床となり得る「物品の研究者自身による発注」を認めないという根幹的な仕組みを構築している。
- ・研究費の不正使用防止に係る内部監査を実施する際に、例年の監査内容に加え、電子機器類の価格が低下している状況を受け、現物確認の対象物品を10万円未満に拡大する等の見直しを図り、有効性の高い内部監査に取り組んでいる。

②研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

- ・「研究費不正使用防止に向けた実務担当者研修会」を開催し不正使用防止に向けた実務担当者間での情報共有を行った。また、文部科学省が公表している「公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に伴い、本学の規程整備を行い、研究活動における不正行為を防止するための体制を整えた。併せて、非常勤職員を含む全教職員に不正行為防止のための「コンプライアンス研修」及び「研究倫理研修」の受講と「誓約書」の提出を義務化し受講促進に取り組んだ。なお、当該研修の受講率は100%を維持している。

③各法人が定めている情報セキュリティに係る規則の運用状況や、個人情報の適切な管理を含むセキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

- ・情報セキュリティについては、「国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程」を整備し適切に運用している。特に、個人情報に係る情報セキュリティは「国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程」に規定するとともに、関係法令を遵守し適切に管理している。
- ・毎年度個人情報の管理状況に関する内部監査を実施しており、個人情報を扱うサ

ーバシステムのセキュリティ対策について、物理的セキュリティ（環境）、人的セキュリティ（パスワード管理）、技術的セキュリティの運用・管理（ウイルス対策、修正プログラム適用等）の各方面から監査を行っている。

- 平成 24 年度には、事務職員及び学長、副学長利用のパソコンに IC カードによる認証システムを導入するとともに、導入説明会の際に啓蒙活動の一環として「大学における情報セキュリティ課題と対策」と題したセミナーを開催した。
- 情報処理センターにおいて、脆弱性のあるネットワーク系システムを洗い出し、セキュリティパッチ、OS のバージョンアップ等の対策を実施するなど、技術的セキュリティ対策を適宜実施している。
- 「セキュリティマナー集」を作成し、情報処理センター利用者向けホームページに掲載し、情報セキュリティの向上に向け啓発活動を行っている。また、新任教職員向けガイダンスの際に、ユーザーズマニュアル等を用いてセキュリティマナーについて説明を行い、情報セキュリティの重要性について啓発を行っている。

④教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項

- 新任教職員向けガイダンスの際に、個人宛て寄附金等については、本学寄附金事務取扱規則に従い、寄附金として大学に納付し執行することとなっている旨説明し周知するとともに、同様の内容を本学 web サイトの教職員向け手続きページ、研究活動における不正行為防止のための「コンプライアンス研修」のテキストに掲載している。また、教員向けに月 1 回メール配信をしている「研究助成ニュース」で繰り返し周知徹底を図っている。

【平成 27 事業年度】

①公的研究費の不正使用防止に向けて取り組んだ事項

②研究活動における不正行為防止に向けて取り組んだ事項

- 新規採用者を含め、全教職員（非常勤職員を含む）に対し、学内研修システムによる「コンプライアンス研修」及び「研究倫理研修」の受講を義務付け、受講終了後には「誓約書」を提出させている。平成 27 年度における受講率は 100%を維持している。
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び文部科学省からの調査「体制整備等自己評価チェックリスト」において設置が望まれている研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する第三者機関による通報窓口の設置について、外部の弁護士に業務委託し、通報の受け付け体制を整備した。

③各法人が定めている情報セキュリティに係る規則の運用状況や、個人情報の適切な管理を含むセキュリティの向上に向けて取り組んだ事項

- 脆弱性のあるネットワーク系システムを洗い出し、セキュリティパッチ、OS のバージョンアップ等の対策を実施するとともに、ネットワークシステムの更新を行い、セキュリティ面においても、標的型攻撃に対応したシステムの導入を行った。
- 新任教職員向けガイダンスの際に、ユーザーズマニュアル等を用いてセキュリティマナーについて説明を行い、情報セキュリティの重要性について啓発を行った。

④教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項

- 教員個人宛て寄附金の取扱いについては、「新任職員向けガイダンス」や「研究助成ニュース」を通じた周知活動の継続実施を徹底し、適切な管理に努めている。

2. 共通の観点に係る取組状況

（その他の業務運営の観点）

■法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が確保されているか。＜観点 4＞

○研究活動における不正行為防止及び公的研究費の不正使用防止に向けて取り組んだ事項

- 研究費の不正使用防止に関しては、不正発生の温床となり得る「物品の研究者自身による発注」を認めないという根幹的な仕組みを構築している。さらに、「研究費不正使用防止に向けた実務担当者研修会」を開催し不正使用防止に向けた情報共有を行っている。また、文部科学省が公表している「公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の改正に伴い、本学の規程整備を行い、研究活動における不正行為を防止するための体制を整えた。併せて、非常勤職員を含む全教職員に不正行為防止のためのコンプライアンス研修及び研究倫理研修の受講と受講終了後の誓約書の提出を義務付け、受講促進に取り組んだ結果、受講率は 100%を維持している。
- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び文部科学省からの調査「体制整備等自己評価チェックリスト」において設置が望まれている研究費の不正使用、研究活動における不正行為に関する第三者機関による通報窓口の設置について、外部の弁護士に業務委託し、通報の受け付け体制を整備した。

○情報セキュリティの適切な管理に関する取組

- 情報セキュリティについては、「国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程」を整備し適切に運用している。特に、個人情報に係る情報セキュリティは「国立大学法人小樽商科大学個人情報管理規程」に規定するとともに、関係法令を遵守し適切に管理している。
- 毎年度個人情報の管理状況に関する内部監査を実施しており、個人情報を扱うサーバシステムのセキュリティ対策について、物理的セキュリティ（環境）、人的セキュリティ（パスワード管理）、技術的セキュリティの運用・管理（ウイルス対策、修正プログラム適用等）の各方面から監査を行っている。
- 情報処理センターにおいて、脆弱性のあるネットワーク系システムを洗い出し、セキュリティパッチ、OS のバージョンアップ等の対策を実施するなど、技術的セキュリティ対策を適宜実施している。
- 「セキュリティマナー集」を作成し、情報処理センター利用者向けホームページに掲載し、情報セキュリティの向上に向け啓発活動を行っている。また、新任教職員向けガイダンスの際に、ユーザーズマニュアル等を用いてセキュリティマナーについて説明を行い、情報セキュリティの重要性について啓発を行っている。

○教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けて取り組んだ事項

- 新任教職員向けガイダンスの際に、個人宛て寄附金等については、本学寄附金事

務取扱規則に従い、寄附金として大学に納付し執行することとなっている旨説明し周知するとともに、同様の内容を本学 web サイトの教職員向け手続きページ、研究活動における不正行為防止のための「コンプライアンス研修」のテキストに掲載している。また、教員向けに月 1 回メール配信をしている「研究助成ニュース」で繰り返し周知徹底を図っている。

○危機管理に関する取組

- ・リスクマネジメントの実施に関しては、基本方針となる「リスクマネジメントポリシー」、「リスクマネジメント・ガイドライン」及び「リスクマネジメント規程」を制定している。
- ・学長を長とするリスクマネジメント委員会では、毎年度、年度当初に当該年度に重点的に対策を講じるリスクを選定し、担当部署にて「リスクマネジメント・アクションプラン」を策定・実施し、年度末に委員会において実施結果を検証する PDCA サイクルによるリスクマネジメント対策を実施している。
- ・平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、新たに「大規模地震対応マニュアル（学生用・教職員用）」を整備し、学生・教職員に周知するとともに、全学生・教職員を網羅した「安否確認システム」を導入した。併せて、「防災備蓄計画」を策定し、計画的に備蓄を行うことにより大規模災害に備えている。
- ・平成 24 年 5 月に発生した学生の飲酒事故を踏まえ、「防犯カメラの設置・運用に関する規程」を新規制定し、グラウンドに防犯カメラを設置した。

Ⅱ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅲ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
<p>1 短期借入金の限度額 4億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>1 短期借入金の限度額 4億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。</p>	<p>実績なし</p>

Ⅳ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>1. 外国人教師宿舎の土地の全部（北海道小樽市入船5丁目12番1 343.91㎡）を譲渡する。</p> <p>2. 緑1丁目宿舎の土地の一部（北海道小樽市緑1丁目50番14 874.78㎡）を譲渡する。</p>	<p>・緑1丁目宿舎の土地の一部（北海道小樽市緑1丁目50番14 874.78㎡）を譲渡するための取組を進める。</p> <p>・外国人教師宿舎の土地の全部（北海道小樽市入船5丁目12番1 343.91㎡）を譲渡するための取組を進める。</p>	

Ⅴ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>目的積立金取崩額：34,728,928円 （使途）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラウド型学修支援システムライセンスを購入し、授業内外における学修環境の向上を図った。 ・大学会館、学生寮、体育館の設備更新を行い、教育環境の向上を図った。

VI その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
小規模改修, 学生寮新営工 事	総額 625	国立大学財務・経 営センター施設費 交付金 (96 百万円) 長期借入金 (218 百万円) 目的積立金 (284 百万円) 民間出えん金 (27 百万円)	小規模改修	総額 17	国立大学財務・経 営センター施設費 交付金 (17 百万円)	小規模改修	総額 17	国立大学財務・経 営センター施設費 交付金 (17 百万円)
			事務棟耐震改 修 屋内運動場耐 震改修	総額 161	施設整備費補助金 (161 百万円)	事務棟耐震改 修 屋内運動場耐 震改修	総額 140	施設整備費補助金 (140 百万円)
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の伸展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>			<p>注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p>					

○ 計画の実施状況等

【国立大学財務・経営センター施設費交付金】

- ・小規模改修として、事務棟の屋上防水改修、一部内装改修を行った。

【施設整備費補助金】

- ・事務棟耐震改修として、事務棟の耐震補強工事、バリアフリー対策工事を行った。
- ・屋内運動場耐震改修として、屋内運動場アリーナの照明設備の耐震化工事、武道場天井の耐震化工事を行った。

(予定額 161 百万円だったが、入札の結果 140 百万円となった。)

VI その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、平成23年度まで国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、人件費削減を行う。また、平成24年度以降についても、運営費交付金の状況を踏まえ、適正な人件費の管理に取り組む。</p> <p>(2) 男女共同参画社会基本法の精神に則り、ジェンダーバランスの改善のための具体的方策を検討する。</p> <p>(3) 人材育成については、北海道地区国立大学法人等及び社団法人国立大学協会主催の研修へ積極的に職員を派遣するとともに、文部科学省、財務省、人事院等の政府関係機関が主催する各種研修についても職員を派遣し、法人運営の基礎となる財務、人事等の専門性の高い業務に精通する人材育成に努める。</p> <p>(4) また、人材育成の一環として、法人運営に関する知識及び経験の豊富な職員を養成するため、北海道地区他国立大学法人、文部科学省関係独立行政法人、文部科学省等政府関係機関等との人事交流を行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,272百万円(退職手当を除く)</p>	<p>(1) 人件費については、常勤職員が定年退職及び再雇用後に退職した場合には原則として定員補充は行わないことにより、運営費交付金の状況を踏まえ、適正な人件費の管理に取り組む。</p> <p>(2) 年俸制について、適切な業績評価体制を構築するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。</p> <p>(3) 教職員の年次有給休暇取得及び福利厚生制度の利用促進を図り、ワークライフバランスの改善に取り組むとともに、学生を含めた男女共同参画を推進する。</p> <p>(4) 人材育成の一環として、学内外の各種研修及び他機関との人事交流を行う。</p> <p>(参考1) 平成27年度の常勤職員数 199人</p> <p>(参考2) 平成27年度の人件費総額見込み 1,845百万円(退職手当を除く)</p>	<p>(1) 人件費管理 ・財政状況を勘案した人件費管理として、定員不補充目標を設定し、定年後の採用留保を行った。</p> <p>(2) 年俸制 ・「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学運営・その他」の4つの業務領域において37項目の観点から評価し、業績目標の設定時や業績評価実施時等に合計3回の面談を行い、学長及び理事(副学長)が評価を行う業績評価制度を構築し、業績評価を実施した。 また、在職者及び新規採用者に対して年俸制適用職員の募集を行い、平成28年4月から新たに3名が移行することとなり、年俸制導入を促進した。</p> <p>(3) ワークライフバランスの改善及び男女共同参画の推進 ・次の①から④の取り組みにより、超過勤務時間の対前年度比7%削減を達成した。 ①管理職用の時間外労働削減マニュアルの作成・配付 ②時間外労働削減に関する課長会申し合わせの作成 ③時間外労働管理簿の作成・配付 ④課長会による周知・徹底 ・メール通知により、年次休暇及び夏季における特別休暇の取得推進を行った。 ・平成27年12月28日を年次休暇取得促進日と定め、年次休暇の取得促進を図った。 ・男女共同参画推進委員会において本学における託児支援制度について検討し、実施要項を策定した。</p> <p>(4) 人材育成 ・学校法人北海学園に職員3名を派遣し、業務改善に資する意見交換等を行った。 ・本学の大学改革及び業務改善のため、他大学に4名の職員を派遣し、視察・調査を行った。 ・事務職員の語学力向上を目的とした海外語学研修及び英会話教室受講料の補助を行った。 ・事務職員の職務に関連する各種資格試験の受験料補助及び教材購入の補助を行い、事務職員の資質向上を図った。 ・事務職員のパソコンスキルアップを図るため、学内でExcel、PowerPoint研修を実施した。 ・本学OBを講師としたSD研修会を実施した。 ・教職員を対象に「障害者差別解消法と大学における障がい学生支援」をテーマとしたSD研修会を実施した。 ・文部科学省及び北海道大学に職員を派遣し、法人運営に関する豊富な知識及び経験の獲得を促した。</p>

○ 別表1 (学部の学科, 研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科, 研究科の専攻等名	収容定員 (a) (人)	収容数 (b) (人)	定員充足率 (b)/(a)×100 (%)
商学部 (昼間コース) 経済学科	548	459	(83.76)
商学科	592	487	(82.26)
企業法学科	424	374	(88.21)
社会情報学科	296	252	(85.14)
教育課程		510	
(夜間主コース) 経済学科	48	43	(89.58)
商学科	40	32	(80.00)
企業法学科	48	36	(75.00)
社会情報学科	64	55	(85.94)
教育課程		54	
学士課程 計	2,060	2,302	111.75
商学研究科 現代商学専攻博士前期課程	20	21	105.00
現代商学専攻博士後期課程	9	13	144.44
博士課程 計	29	34	117.24
商学研究科 アントレプレナーシップ専攻	70	72	102.86
専門職学位課程 計	70	72	102.86

○ 計画の実施状況等

※ 学部の定員充足率表記について

- ・学部の昼間コース・夜間主コースについては、2年次から学科に所属するため1年次学生は収容定員のない「教育課程」にカウントしている。各学科の定員充足率は、2～4年次学生の人数で計算しているため、(カッコ書き)で表記しており、見かけ上の学科毎の定員充足率は、90%を下回るケースがある。

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成22年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち, 修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
商学部	2,060	2,332	23				58	136	116	2,158	104.8%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
商学研究科	99	124	20	4			7	14	14	99	100.0%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成23年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)/(A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち, 修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
商学部	2,060	2,324	28		1		67	107	89	2,167	105.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
商学研究科	99	121	23	4			12	7	5	100	101.0%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成24年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち, 修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
商学部	2,060	2,322	33		1		71	107	85	2,165	105.1%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
商学研究科	99	122	21	3			9	12	9	101	102.0%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成25年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち, 修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
商学部	2,060	2,296	36		1		61	107	86	2,148	104.3%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
商学研究科	99	121	24	3			6	13	11	101	102.0%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成26年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち, 修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
商学部	2,060	2,291	35		1		44	103	85	2,161	104.9%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
商学研究科	99	108	20	2			7	7	6	93	93.9%

○計画の実施状況等

○ 別表2(学部, 研究科等の定員超過の状況について)

(平成27年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち, 修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
商学部	2,060	2,302	32				51	94	77	2,174	105.5%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
商学研究科	99	106	19	6			5	8	8	87	87.9%

○計画の実施状況等